

豪雪地帯対策における施策の実施状況等

平成30年11月26日

国土交通省 国土政策局

1. 豪雪地帯対策の概要とこれまでの経緯
2. 豪雪地帯の現状
3. 施策の実施状況
 - 3-1 除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）
 - 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保
 - 3-3 雪冷熱エネルギーの活用促進
 - 3-4 集中的降雪時の道路交通の確保
 - 3-5 特例措置の期限延長
 - 3-6 豪雪地帯対策基本計画の主な事業

1. 豪雪地帯対策の概要とこれまでの経緯 (P4~8)

- (1) 現行の豪雪地帯対策特別措置法
- (2) 豪雪地帯対策基本計画の変更
- (3) フォローアップの体制
- (4) 施策の実施状況及び効果等について (平成28年3月報告)

2. 豪雪地帯の現状 (P9~21)

- (1) 指定地域
- (2) 人口・高齢化
- (3) 平成29年度冬期の降積雪の傾向
- (4) 平成29年度冬期の雪による人的被害
- (5) 平成29年度冬期の各地の主な被害
- (6) 平成29年度冬期の大雪に対する主な対応

3. 施策の実施状況等

3-1. 除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保) (P22~36)

- ① 共助除排雪体制の整備
 - <1> 取組への支援
 - <2> 自治体における取組への支援状況
 - <3> 自治体における特色ある取組
 - <4> 体制整備の現状
 - <5> 整備・拡大に向けた課題
- ② 安全対策
 - <1> 普及・啓発
 - <2> 自治体における普及・啓発の現状
 - <3> 自治体における支援、普及・啓発事例
- ③ 新たな施策展開

3-2. 空家に係る除排雪等の管理の確保 (P37~49)

- ① 現行法制度での空家対応の考え方の紹介
- ② 空家等対策の推進に関する特別措置法
- ③ 平時からの空家除却・活用の支援
- ④ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置
- ⑤ 空家等適正管理条例の制定状況
- ⑥ 条例等に基づく空家の除却・除雪の実施
- ⑦ 自治体による空き家対策の取組状況・空き家除雪の課題
- ⑧ 市町村・道府県における取組事例
 - <1> 除雪・除却
 - <2> 有効活用等

3-3. 雪冷熱エネルギーの活用促進 (P50~57)

- ① 雪冷熱エネルギー利用施設のタイプと特性等
- ② 施設整備等への支援
- ③ 自治体における施設整備等への支援事例
- ④ 雪冷熱エネルギー利用施設の普及状況・ブランド化等への取組状況
- ⑤ 自治体等における取組事例

3-4. 集中的降雪時の道路交通の確保 (P58~66)

- ① 冬用タイヤ・チェーン装着啓発
- ② 除雪体制の強化
- ③ 除雪車の高度化
- ④ ドライバーへの情報提供・注意喚起
- ⑤ 予防的通行規制区間の抽出と集中除雪の順次導入
- ⑥ 災害対策基本法の適用

3-5. 特例措置の期限延長 (第14条・第15条) 関係 (P67~68)

特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例
特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する
国の負担割合の特例等

3-6. 豪雪地帯対策基本計画の主な事業（P69～93）

（1）交通・通信等の確保

- ①大雪時の自治体への除雪費支援
- ②積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の策定及び積寒指定道路の見直し告示
- ③特別交付税の交付
- ④除雪車の貸与
- ⑤交通安全施設等整備事業
- ⑥道路の防除雪施設の整備
- ⑦雪崩防護・予防施設の老朽化への対応
- ⑧散水消雪設備による除雪作業の効率化事例
- ⑨ITSを活用した道路情報の提供
- ⑩空港の無線施設の着雪防止対策
- ⑪空港の除雪機材の大型化・効率化
- ⑫鉄道防災事業費補助
- ⑬携帯電話等エリア整備事業
- ⑭情報通信基盤整備推進事業
- ⑮高度無線環境整備推進事業

（2）農林業等地域産業の振興

- ①農業生産基盤の整備
- ②森林整備事業
- ③建設業の振興
- ④交流の推進

（3）生活環境施設等の整備

- ①下水道施設、雨水排水施設等の活用
- ②補助ダム事業、消流雪用水導入事業
- ③克雪住宅の普及の促進
- ④冬季生活支援
- ⑤低炭素型の融雪設備導入支援事業
- ⑥地域IoT実装推進事業
- ⑦民間社会福祉施設の除雪経費
- ⑧ドクターヘリ導入促進事業

（4）国土保全施設の整備及び環境保全

- ①雪対策砂防モデル事業、雪崩対策事業

（5）雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

- ①雪氷に関する調査研究（国立研究開発法人土木研究所）
- ②雪氷に関する調査研究（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
- ③「特別警報」の運用

（参考）降雪期における大地震等への対応（P94）

1. 豪雪地帯対策の概要と これまでの経緯

1. 豪雪地帯対策の概要等 (1) 現行の豪雪地帯対策特別措置法

平成24年3月の豪雪地帯対策特別措置法の一部改正では、特例措置の期限延長に加えて、「除排雪の体制の整備」、「空家に係る除排雪等の管理の確保」、「雪冷熱エネルギーの活用促進」、**3点の配慮規定が追加**。

① 特例措置の期限延長(平成34年3月31日まで)

- 基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行の特例(第14条)
- 公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

② 配慮規定(恒久措置)の追加

- ア) 除排雪の体制の整備……人口減少・高齢化等による除排雪の担い手不足に対応した地域における体制の整備
- イ) 空家に係る除排雪等の管理の確保……除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害の防止
- ウ) 雪冷熱エネルギーの活用促進……豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備等

豪雪地帯対策特別措置法の概要

(1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

(2) 目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

(3) 仕組み

① 「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。

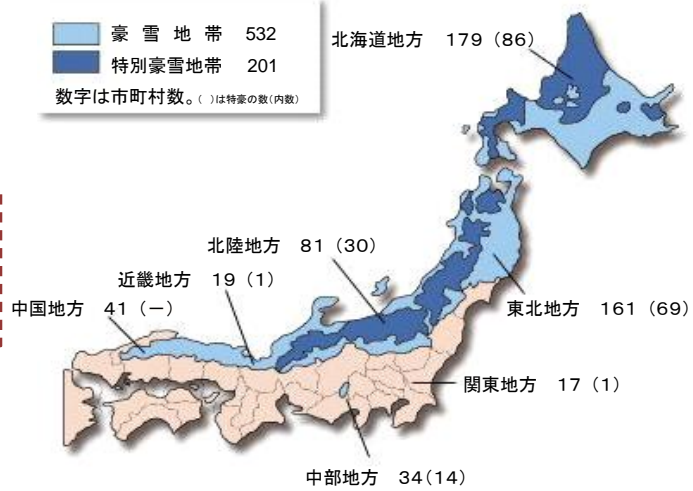
② 豪雪地帯対策基本計画の作成

- ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要閣議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。
- イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

③ 基本計画に基づく事業に係る優遇措置

- ア) 恒久措置: 財政上の措置、地方債への配慮、資金の確保 等
- イ) 時限措置: 特別豪雪地帯における特例(10年間)
 - ・ 基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)
 - ・ 公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

豪雪地帯等の指定状況



1. 豪雪地帯対策の概要等 (2) 豪雪地帯対策基本計画の変更





- 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正に伴い、平成24年12月に見直した基本計画においては、主に、①「除排雪の体制の整備」、②「空家に係る除排雪等の管理の確保」、③「雪冷熱エネルギー等の活用促進」、④「集中的降雪時の道路交通の確保」、4点を追加・変更。

◆豪雪地帯対策基本計画見直しの背景(平成24年12月変更)

○豪雪地帯対策特別措置法改正で新たに追加された規定への対応
 「除排雪の体制の整備」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギーの活用促進」に関する規定の追加に対応

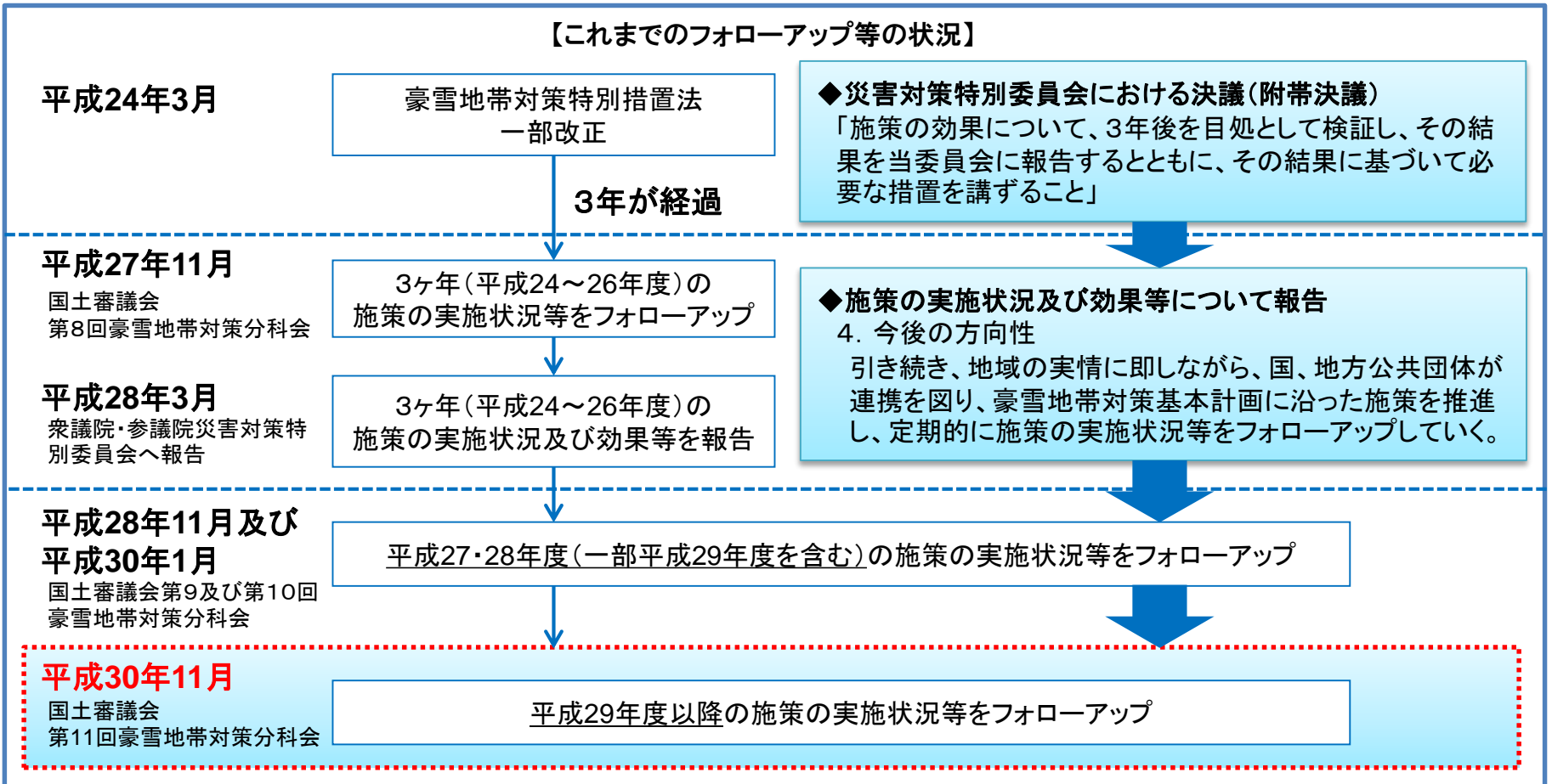
○平成23、24年の大雪で明らかになった課題への対応
 北日本から西日本の日本海側において低温状態が続く中での突発的な大雪が発生し、除雪作業中の事故等により両年とも130名を超える死者が発生したほか、積雪による空家の倒壊、大型車のスリップ等に起因した多数の車の長時間停滞などの問題が顕在化

◆豪雪地帯対策基本計画の変更における主な追加・変更事項

項目	主な内容	
①除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)	ア) 地域コミュニティの強化等による地域防災力の強化 イ) 除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿整備 ウ) 建設業団体その他非営利団体等との連携 エ) 除雪作業の潜在的危険性に関する啓発活動の推進	 <p>← 除雪ボランティアの受け入れと技術指導</p>
②空家に係る除排雪等の管理の確保	ア) 平時からの空家所有者の特定等による適切な管理の促進 イ) 倒壊の恐れのある空家の除却等の支援 ウ) 積雪により空家が既に倒壊した場合の対策 エ) 空家に係る除排雪等の先進的な取組の普及等	 <p>倒壊の恐れのある空家の除却→</p>
③雪冷熱エネルギー等の活用促進	ア) 雪冷熱エネルギー等を冷暖房に活用する技術の開発 イ) 公共施設への積極的な導入と民間施設への導入支援 ウ) 雪冷熱の活用により加工・貯蔵した農産物のブランド化 エ) 実施事例の広報等を通じた普及啓発	 <p>← エプロン等から除雪した雪を保存し、空港施設の冷房に活用</p>
④集中的降雪時の道路交通の確保	ア) 連鎖的滞留を防止するための通行止めによる集中的な除雪 イ) チェーン着脱場、除雪ステーション等の整備 ウ) スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着に向けた啓発活動	 <p>チェーン装着の確認と指導→</p>

1. 豪雪地帯対策の概要等 (3)フォローアップの体制

- 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正法案の決議(附帯決議)に基づき、平成28年3月に、衆議院・参議院災害対策特別委員会において、平成24～26年度の施策の実施状況等とともに、**今後も定期的にフォローアップしていくことを報告。**
- 本日は、平成29年度以降の施策の実施状況等について、豪雪地帯対策分科会においてフォローアップを行う。



豪雪地帯対策における施策の実施状況及び効果等について(要約)

豪雪地帯対策の概要

- ◇H24年3月、豪雪地帯対策特別措置法を一部改正。「近年の豪雪被害に鑑みて、必要な施策を適時適切に行うために、法の施策の効果について3年後を目途に検証」することが決議 (衆・参 災害対策特別委員会)
- ◇H24年12月、豪雪地帯対策基本計画を変更。「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギーの活用促進」「集中降雪時の道路交通の確保」の4点が追加・変更
- ◇法改正後の3年間の雪害状況を踏まえながら、主に基本計画の4点の追加・変更事項について施策の実施状況等をフォローアップ

豪雪地帯の現状

- ◇人口減少、高齢化が一層進展 ◇年によって大雪に見舞われる地域が異なる局所的、集中的な降雪傾向
- ◇H24年度～H26年度の3年間の雪害による死者数は年平均94名。屋根雪下ろし等除雪作業中の死亡事故が7割以上、うち高齢者は8割
- ◇空家倒壊等の被害が特別豪雪地帯で多数発生 ◇大雪による車の立ち往生等の問題が発生。H26年度は改正災害対策基本法を適用し、迅速に移動

1. 除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)

【施策の実施状況等】

- 先導的・実効性のある地域除排雪体制づくりを支援し、先進事例・ノウハウ等を紹介
- 雪下ろし用安全帯の開発・普及を進める団体を支援
- 除排雪を含む地域維持型契約方式の活用を地方公共団体に要請

【成果・課題等】

- 様々な先導的取組事例が進展
非豪雪地帯との広域連携、通年交流
広域ボランティアの活用、除雪リーダーの育成
募金による除雪費調達、雪下ろし講習会実施
命綱等設置金具助成 等
- 共助除雪体制整備の市町村は約6割となる一方、命綱普及に向けた取組実施市町村は約2割に止まる(いずれも特豪)
- 除雪作業中の死者数は依然として多く、除雪リーダーの育成、ボランティアの確保、更なる安全対策の徹底が課題

2. 空家に係る除排雪等の管理の確保

【施策の実施状況等】

- 市町村の参考となる現行法制度での空家対応の考え方の紹介
- 空家除却・活用等の取組を支援
- 空家等対策特別措置法が全面施行

【成果・課題等】

- 空家条例は170市町村で制定、年々増加の傾向
- 3年間で条例に基づく空家等の除却は40件、除雪は384件実施
- 様々な先導的取組事例が進展
行政代執行による空家撤去
固定資産税減免による自発的な撤去
地方公共団体による空家解体費用補助
県交付金による空家対策支援
空家撤去スペースの雪捨て場利用 等
- 空家倒壊等による雪害は依然として発生、空家対策の先導的な取組の普及が課題

3. 雪冷熱エネルギーの活用促進

【施策の実施状況等】

- 地方公共団体や民間による雪冷熱エネルギー活用施設導入を支援
- 雪冷熱エネルギー施設の活用事例等を広報
- 道路除雪などの排雪を地域の冷熱源として活用する技術等の研究・開発を推進

【成果・課題等】

- 3年間で19の公共・民間施設に雪冷熱エネルギーが導入
- 44市町村で農産物・加工品等の出荷調整、ブランド化等の取組が進展
- 各地で事業展開を目指す研究会が立ち上がる
- 様々な先導的取組事例が進展
雪中貯蔵品のブランド化
データセンター等新産業への活用
観光施設・集客施設としての活用 等

4. 集中的降雪時の道路交通の確保

【施策の実施状況等】

- 通行止めが予想される区間の広報や、冬用タイヤの早期装着の呼びかけ等、ドライバーへの注意喚起
- 関係機関相互による調整・連携組織の設置や、立ち往生車両の移動を想定した実働訓練等の実施等、除雪体制の強化
- 降雪や除雪作業状況をHP等でリアルタイムに情報提供
- 大雪時には早い段階で通行止めと集中除雪を実施するとともに、立ち往生車両の発生時には災害対策基本法を適用した車両移動の実施

【成果・課題等】

- 災害対策基本法の適用により、車両移動時間が短縮し、除雪作業が効率化
- 早めの通行止めと集中的な除雪作業の実施により、トータルとして通行止め時間が短縮

今後の方向性

1. これまでの先導的な取組事例を参考に、地域に即した共助体制づくりを一層推進し、あわせて除雪作業における更なる安全対策の普及を促進する。
2. 空家等対策特別措置法による措置の実施を支援。空家に係る地方公共団体の先導的な除排雪や地域活性化に資する取組を普及させる。
3. 雪冷熱エネルギー活用技術の開発を推進。公共施設への積極的導入と民間施設への導入を支援。活用事例や魅力等を積極的に紹介する。
4. 立ち往生車両発生を想定した実働訓練、車両配置、関係機関連携等を強化。ドライバーへの注意喚起を啓発。早期通行止めによる除雪を実施する。

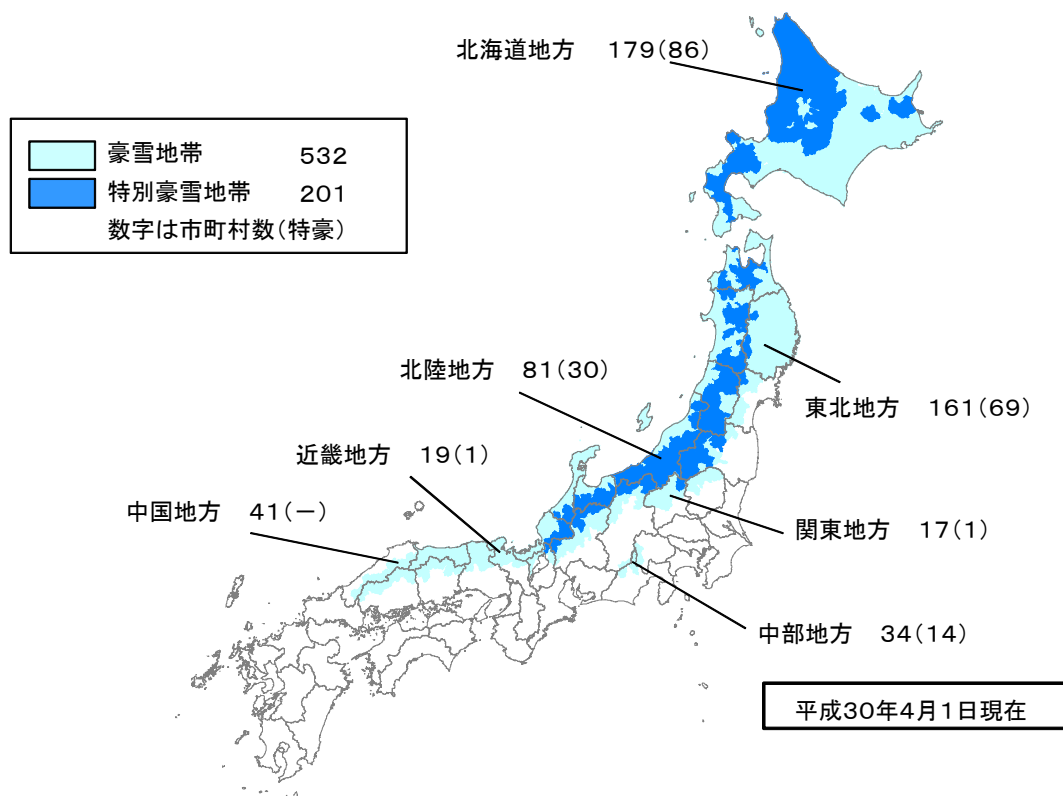
⇒今後も基本計画に沿った施策を推進し、定期的に施策の実施状況等をフォローアップ

2. 豪雪地帯の現状

2. 豪雪地帯の現状 (1)指定地域

- 豪雪地帯として532市町村、特別豪雪地帯として201市町村が指定されている。
- 豪雪地帯の面積は全国の51%、特別豪雪地帯の面積は全国の20%を占める。
- 豪雪地帯の人口は全国の15%、特別豪雪地帯の人口は全国の2%を占める。

【豪雪地帯の指定地域図】



【豪雪地帯の人口・面積・市町村数の対全国比】

区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を 含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,719	532 (30.9)	201 (11.7)
面積(km ²)	377,972	191,989 (50.8)	74,898 (19.8)
人口 (千人)	127,095	19,012 (15.0)	3,007 (2.4)

(備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在。特別区である東京23区は1市としてカウントしている。

2 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(平成26年10月1日時点)より作成。

3 人口は平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)による。

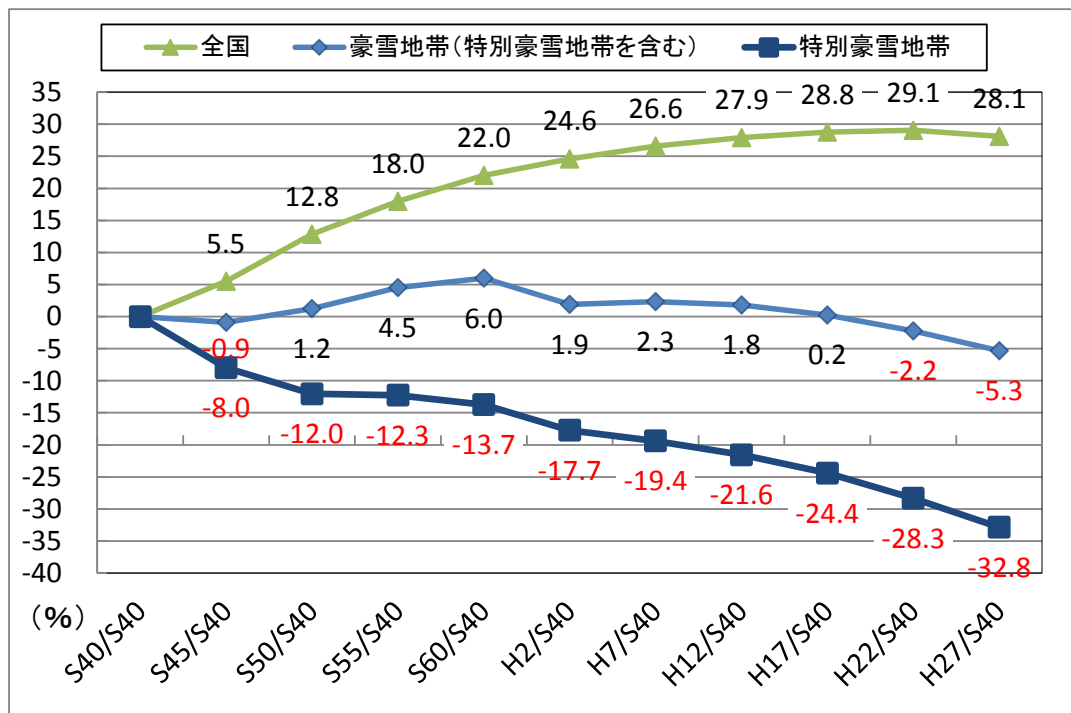
(指定区域外の人口が大きな一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は豪雪地帯に含めていない。)

2. 豪雪地帯の現状 (2)人口・高齢化

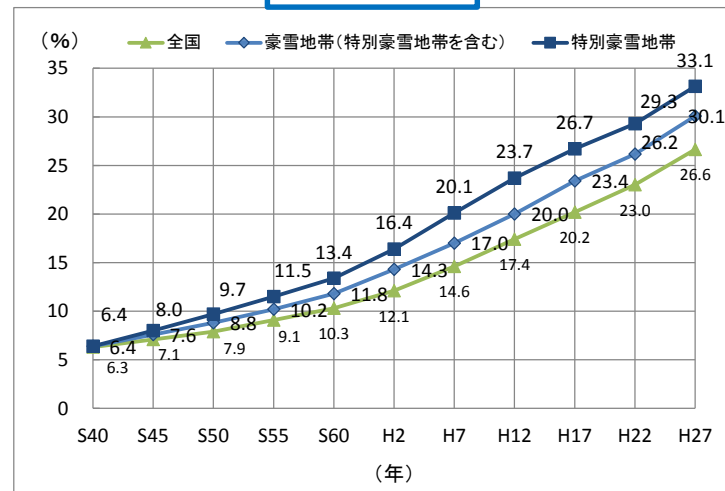
- 豪雪地帯では、人口減少・高齢化が全国よりも進行しており、特に特別豪雪地帯においては、その傾向が顕著である。

【豪雪地帯の人口増減率・高齢化率・高齢世帯率の推移】

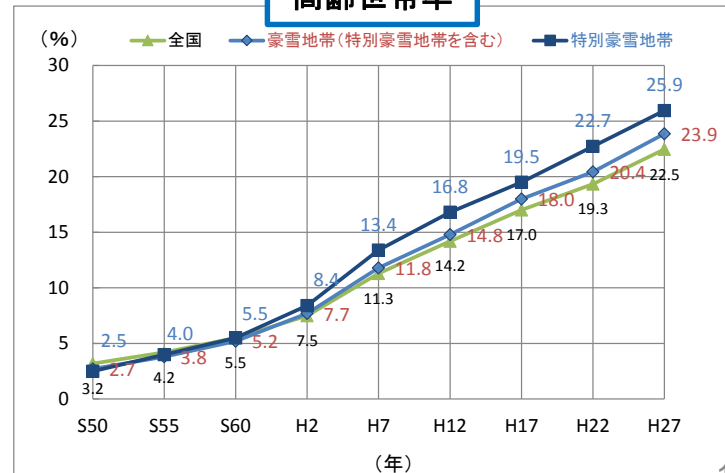
人口増減率



高齢化率



高齢世帯率

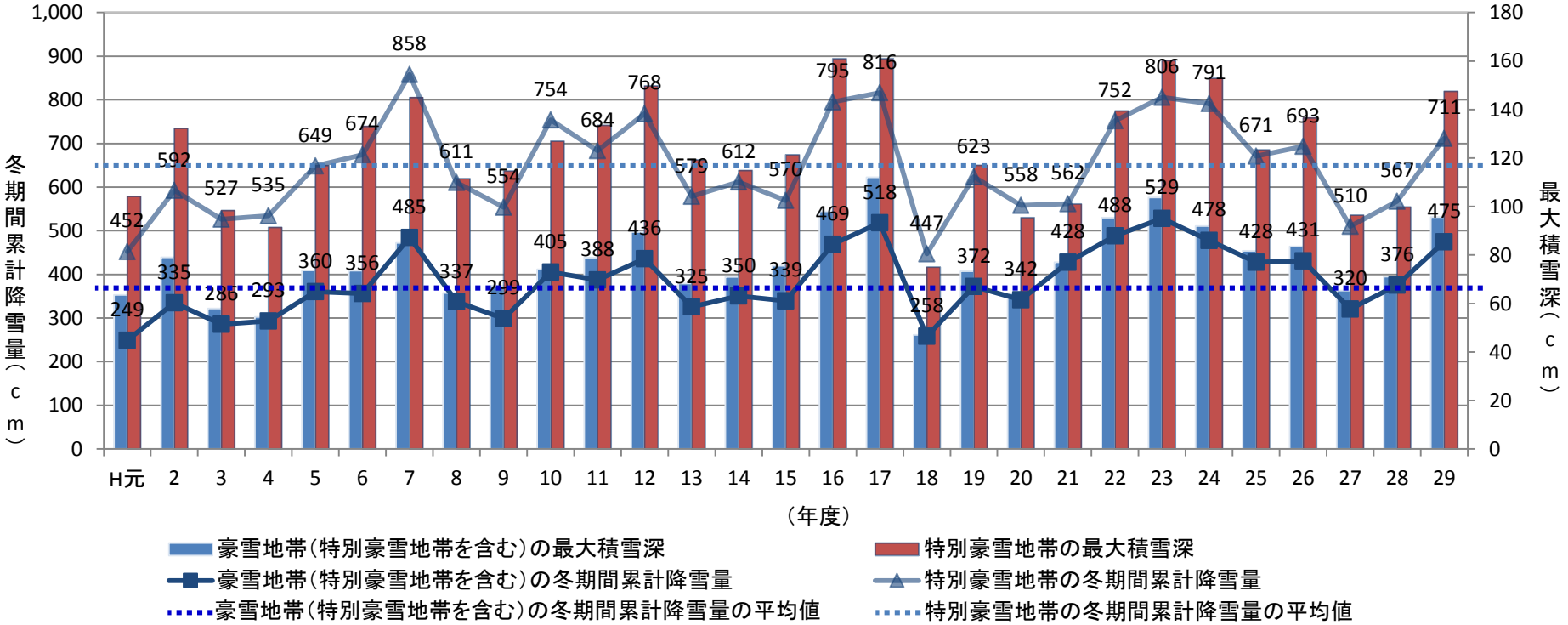


- (備考) 1 平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)より作成。
 2 「人口増減率」・「高齢化率」: 指定区域外の人口が大きな一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は含めていない。
 3 「高齢世帯率」S50～H2は老人(65歳以上)のみで構成される世帯数の、全世帯に占める割合。H7～は高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の合計世帯数の、全世帯に占める割合。
 H22～は、豪雪地帯分は全域が豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)、特別豪雪地帯分は全域が特別豪雪地帯、の市町村の数値を集計している。

2. 豪雪地帯の現状 (3)平成29年度冬期の降積雪の傾向 ①

- 平成29年度冬期の累計降雪量は、豪雪地帯で475cm、特別豪雪地帯で711cm。
- 平成に入ってから平均累計降雪量が、豪雪地帯で385cm、特別豪雪地帯で646cmとなっており、少雪だった平成27年度・平成28年度から一転、豪雪地帯・特別豪雪地帯ともに平均以上の降雪となった。

【累計降雪量及び最大積雪深の推移】

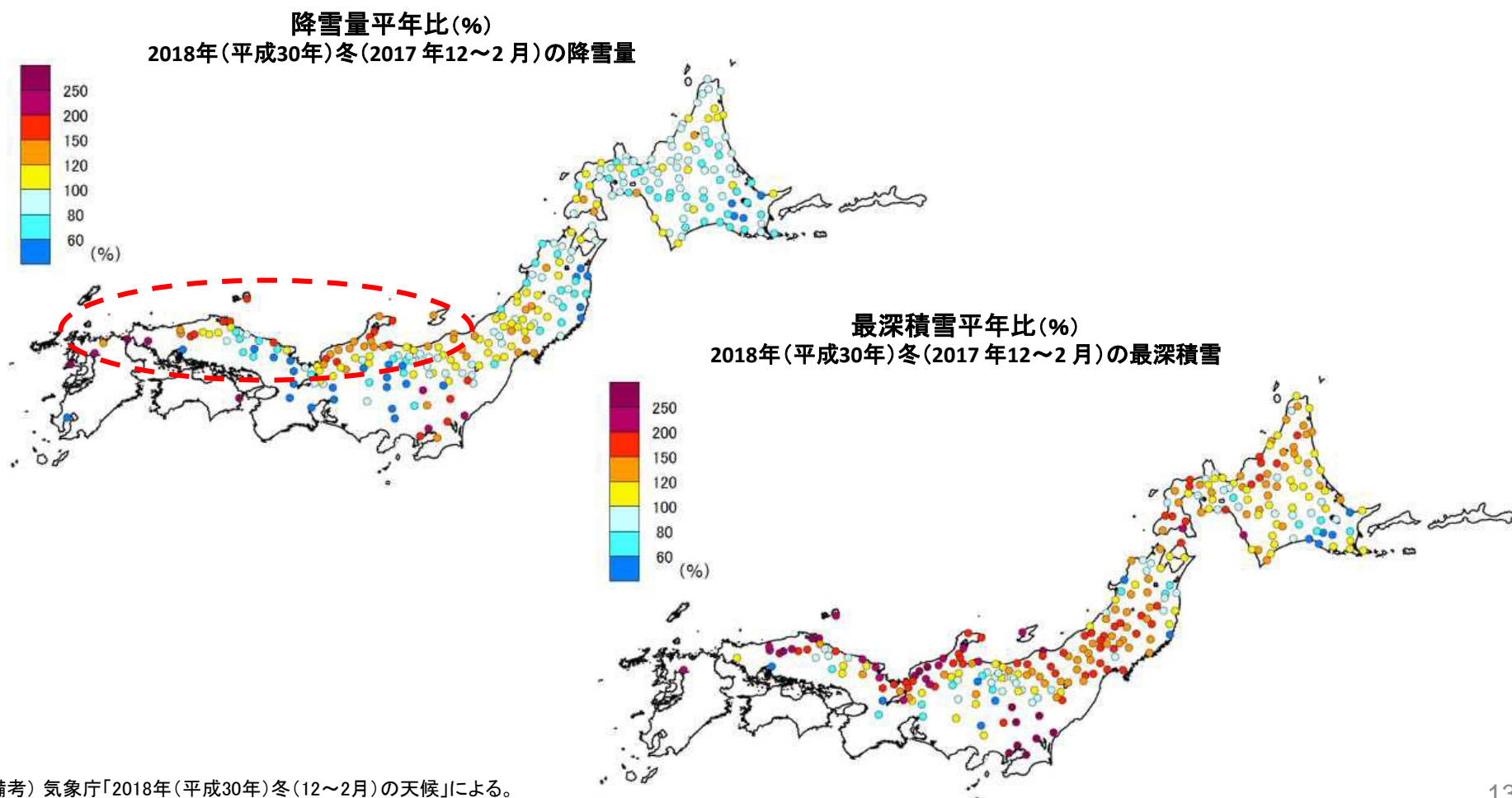


(備考) 1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」による(平成29年度は速報値)。
 2 冬期間累計降雪量・最大積雪深は各市町村の市役所・役場の最寄りの観測所の観測結果。市町村内に観測所がないところは隣接市町村の値で代替。

2. 豪雪地帯の現状 (3)平成29年度冬期の降積雪の傾向 ②

- 降雪量は、西日本日本海側でかなり多く、東日本日本海側で多かった。北から西日本日本海側では発達した雪雲により記録的な大雪となった所があった。
- 平均気温も全国的に低く、最深積雪は東・西日本日本海側で多いところが多かった。

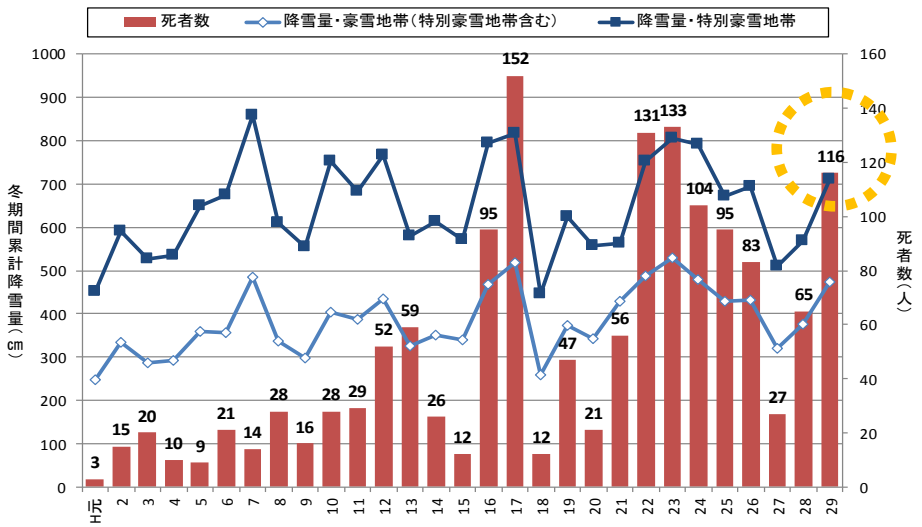
【平成29年度冬期(12～2月)の降雪量・最深積雪の平年比】



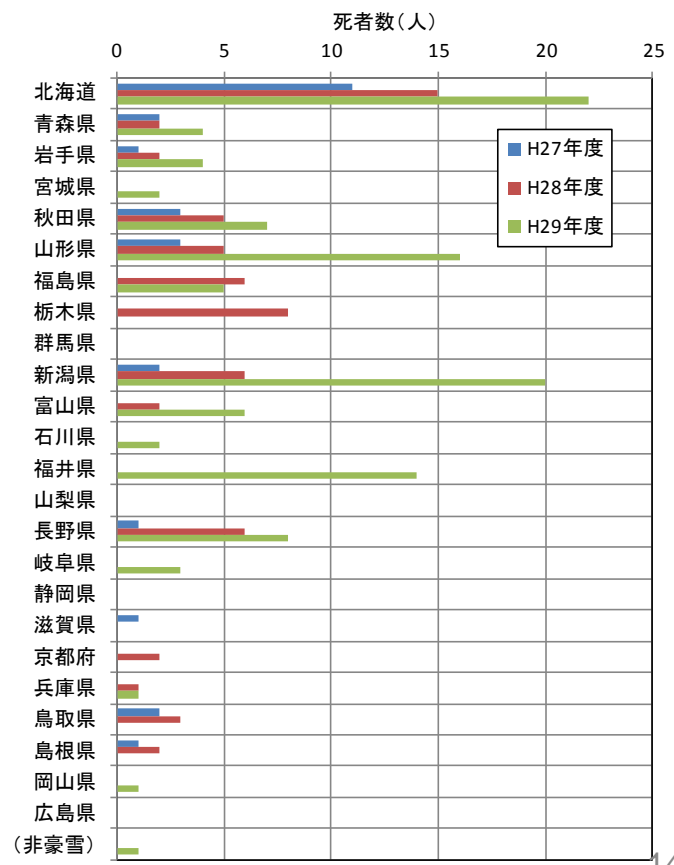
2. 豪雪地帯の現状 (4)平成29年度冬期の雪による人的被害 ①

- 平成に入ってから平均累計降雪量を上回る降雪となった平成29年度冬期は、雪害により116人に及んだ。
- 少雪だった平成27年度冬期の27人、平成28年度冬期の65人(雪崩による被害者10人を含む)に比べ、大きく増加。特に、北海道、山形県、新潟県、福井県では10人以上の方が亡くなられた。

【雪害による死者数の推移(冬期間累計降雪量との比較)】



【道府県別の雪害による死者数(27年度冬期~29年度冬期)】



(参考)大雪の年の被害状況

年度	人的被害				備考
	死亡	不明	負傷	計	
S37	228	3	356	587	昭和38年1月豪雪
S51	101		834	935	
S55	133	19	2,158	2,310	
S58	131		1,336	1,467	
H16	86		758	844	
H17	152		2,136	2,288	平成18年豪雪
H22	131		1,537	1,668	
H23	133		1,990	2,123	
H24	104		1,517	1,621	
H25	95		1,770	1,865	
H26	83		1,029	1,112	
H29	116		1,539	1,655	

(備考)

- 死者数・冬期間累計降雪量：H元～H15までは暦年、H16は暦年+H17(1～3月)、H17以降は年度の数值。
- 死者数・被害状況：消防庁公表資料より作成。
- 冬期間累計降雪量：
 - 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度は速報値)
 - 豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)、特別豪雪地帯のそれぞれの市町村の降雪量の単純平均値。
 - 観測データは各市町村の市役所・役場の最寄りの観測所の観測結果。市町村内に観測所がないところは隣接市町村の値で代替。

2. 豪雪地帯の現状 (4)平成29年度冬期の雪による人的被害 ②

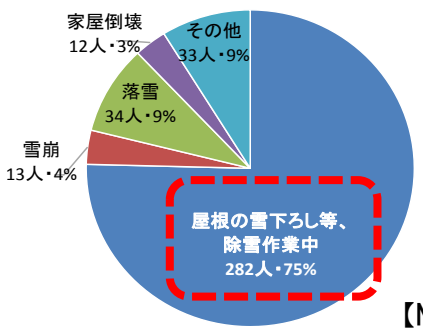
- 平成29年度冬期の雪害による死者のうち、屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が88%と100人を超えるとともに、65歳以上の高齢者が84%を占め、いずれも過去5ヶ年平均と比較すると増加。
- 除雪作業中の死亡原因は、死者の約3割が「屋根転落」、次いで「発症」、「水路等転落」、「屋根落雪」、「除雪機」の順となっており、「発症」による事故が多い冬となった。

【雪害による死亡状況】

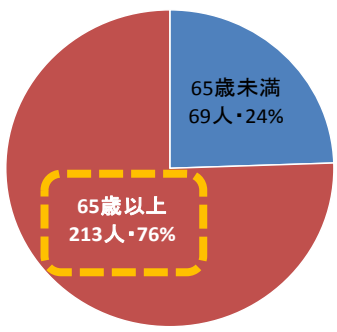
【除雪作業中の死者の年齢】

【除雪作業中の死亡原因】

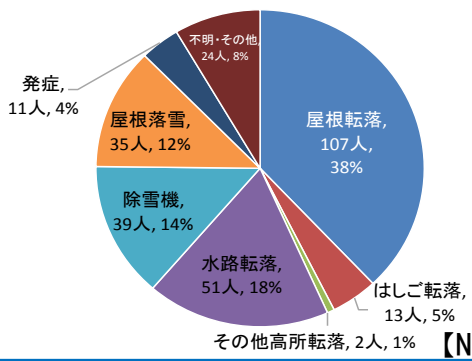
H24～28年度の5ヶ年平均



【N=374】
(平均:75件)



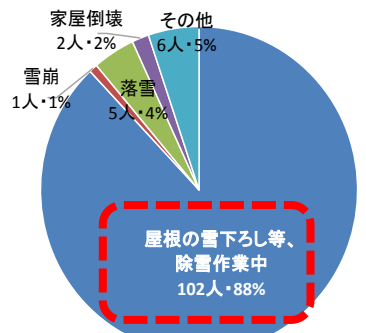
【N=282】



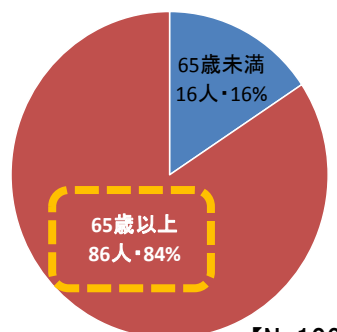
【N=282】

- (死亡原因)
- ・屋根転落: 屋根からの転落による事故
 - ・はしご転落: はしごからの転落による事故
 - ・その他高所転落: 屋根・はしご以外、又は詳細不明の高所からの転落による事故
 - ・屋根落雪: 屋根からの落雪による事故
 - ・除雪機: 除雪機による事故(水路転落含む)
 - ・水路転落: 水路、側溝、池への転落事故(除雪機の水路転落は除く)
 - ・発症: 除雪中の心疾患、脳疾患などの発症
 - ・建物転倒: 雪の重さで倒壊した家屋の下敷きになった事故
 - ・不明・その他: 原因が不明なもの、上記に分類できないもの

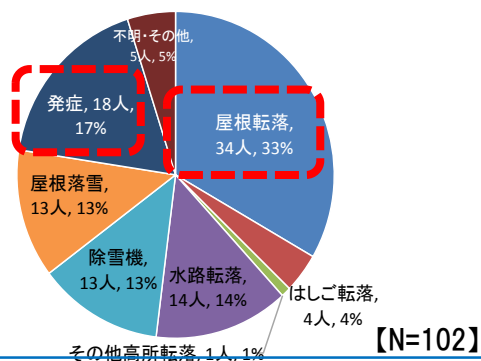
H29年度



【N=116】



【N=102】



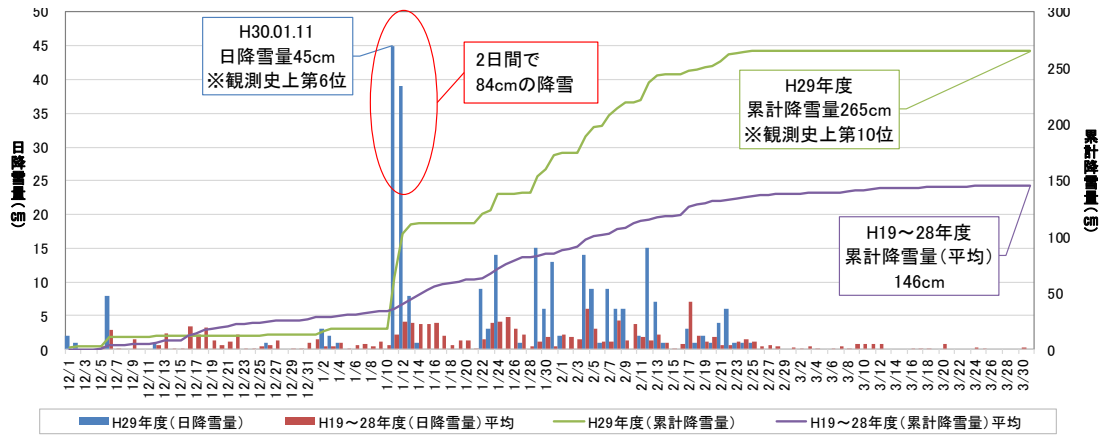
【N=102】

(備考) 死亡状況・年齢: 消防庁公表資料「今冬の雪による被害状況等」、死亡原因: 平成29年度豪雪地帯基礎調査結果、により集計。

2. 豪雪地帯の現状 (5)平成29年度冬期の各地の主な被害 ①

- 新潟県新潟地方気象台(新潟市)の平成30年1月11日・12日の2日間の降雪量の累計は84cmとなり、新潟市内では除雪が追い付かず日常生活に混乱が生じた。その他、1月11日の大雪の影響により、三条市内でJR信越線の列車が15時間半立ち往生し、430人が車内で一夜を過ごした。

【新潟県新潟地方気象台の日降雪量と累計降雪量】



(備考) 気象統計データ(気象庁)による。

【三条市でのJR信越線の立ち往生】

【新潟市内での大雪に関する報道】

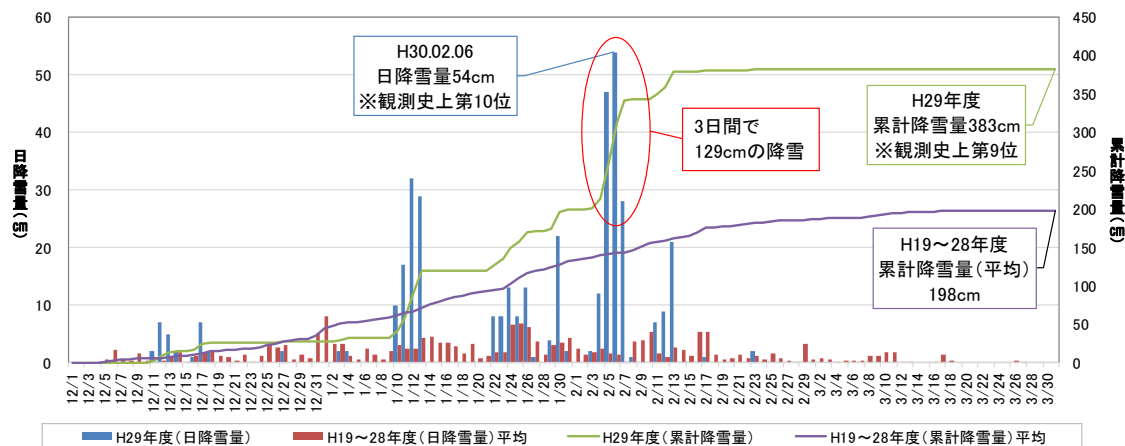
著作権の都合により公開できません。

著作権の都合により公開できません。

2. 豪雪地帯の現状 (5)平成29年度冬期の各地の主な被害 ②

- 福井県福井地方気象台(福井市)の平成30年2月5~7日の3日間の降雪量の累計は129cmとなり、国道8号で最大1,500台の立ち往生車両が発生し、その他集落の孤立や生活物資の供給が滞るなど、様々な被害が生じた。

【福井県福井地方気象台の日降雪量と累計降雪量】



(備考) 気象統計データ(気象庁)による。

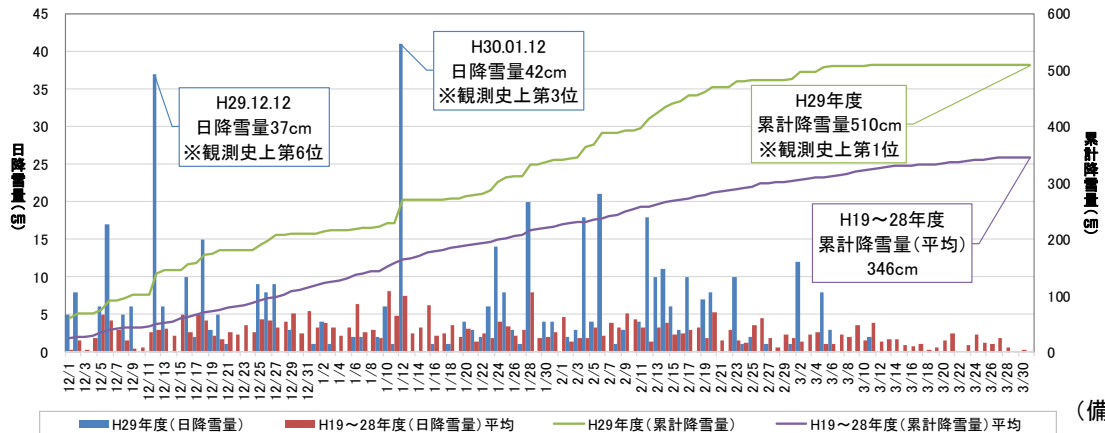
【福井県の2月上旬の大雪による被害】

著作権の都合により公開できません。

2. 豪雪地帯の現状 (5)平成29年度冬期の各地の主な被害 ③

- 北海道の中では比較的降積雪の少ない渡島地方(函館市等)や胆振地方(苫小牧市等)でも、1日に平年の日降雪量の10倍近くとなる、いわゆるドカ雪と言われる降雪があり、鉄道・バス・空路に混乱等が生じた。

【北海道函館地方気象台の日降雪量と累計降雪量】



(備考) 気象統計データ(気象庁)による。

【函館での大雪に関する報道】

【苫小牧での大雪による被害】

【小樽での大雪による被害】

著作権の都合により公開
できません。

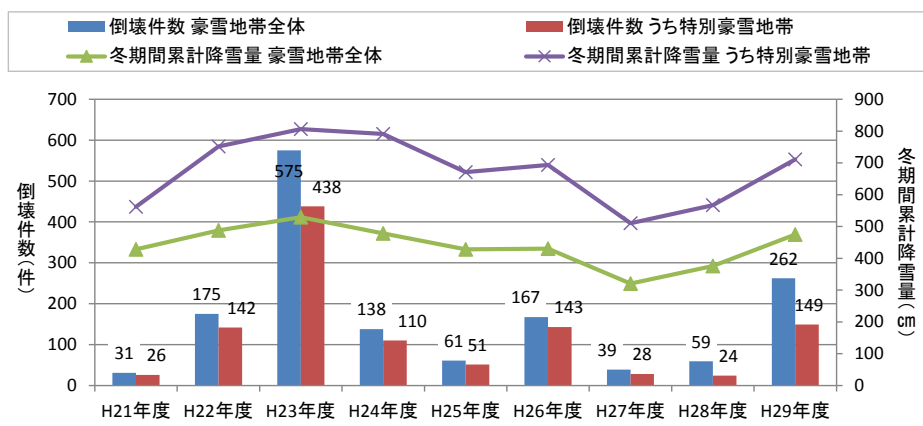
著作権の都合により公開
できません。

著作権の都合により公開
できません。

2. 豪雪地帯の現状 (5)平成29年度冬期の各地の主な被害 ④

平成29年度冬期は全国的な大雪の影響により、豪雪地帯で262件、特別豪雪地帯で149件の空家の倒壊が発生。少雪だった平成27・28年度に比べて大きく増加した。

【積雪による空家の倒壊件数の推移】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」
(平成29年度は速報値)

【石川県金沢市内の空き家の損壊】

【北海道滝川市内の空き店舗の倒壊】

著作権の都合により公開できません。

著作権の都合により公開できません。

2. 豪雪地帯の現状 (6)平成29年度冬期の大雪に対する主な対応 ①道路交通

大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ 概要

平成30年5月16日、大雪に対する道路交通への障害を減らすための具体的な対策など今後取り組むべき課題の検討を行ってきた「冬期道路交通確保対策検討委員会」において、大雪時の道路交通確保対策の提言がとりまとめられた。

I 冬期の道路交通を取り巻く環境

- 近年、24時間降雪量の増大、積雪深さの観測史上最大の更新など、雪の少ない地域も含め、**集中的な大雪***が局所的に発生
 - ※:大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪
- 道路ネットワークの整備が進む中で、車社会の進展、輸送の小口多頻度化等により、国民生活や企業活動の道路交通への依存が高まっており、大雪時の車両の滞留は、国民生活や企業活動に大きく影響
- 集中的な大雪時であっても、通常時と比べて自動車の利用台数に大きな変化が見られない
 - ⇒ 冬期の道路交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況

II 大雪時の道路交通確保に向けたこれまでの取り組み

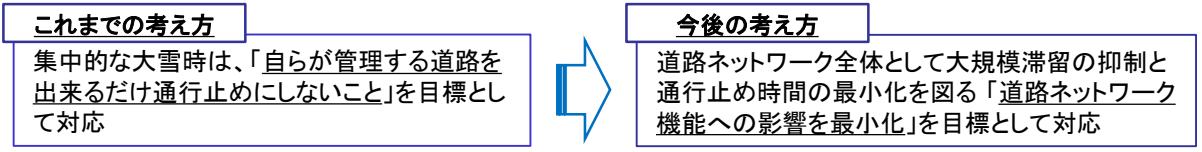
- #### 1. 繰り返し発生する大規模な車両滞留
- 集中的な大雪時に大規模な車両の滞留が繰り返し発生、解消までに数日間を要するケースもある
 - 高速道路の早期通行止めに伴い、並行する国道等に車両が流れ込み、大規模な車両滞留につながるケースも多い
 - チェーン未装着の大型車による影響が大きい

2. 道路管理者等によるこれまでの主な取り組み

- 異例の降雪が予想される場合、「大雪に関する緊急発表」を行うなど道路利用者に注意喚起を実施
- 関係機関の連携強化を図るため、**地域単位で「情報連絡本部」を設置**
- 除雪優先路線・区間の設定、除雪体制の応援等を実施
- 平成26年の災害対策基本法改正に基づき、道路管理者による立ち往生車両・放置車両等の移動が可能

⇒ これらの取り組みを実施している一方で、大規模な車両滞留や長時間の通行止めが繰り返し発生している

III 大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換



IV 大雪時の道路交通確保に向けた新たな取り組み

- #### 1. 道路管理者等の取り組み
- ##### (1) ソフト的対応
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○タイムライン(段階的な行動計画)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し地域特性を踏まえ作成・合同訓練実施 ・気象予測精度向上 ○除雪体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に応じた体制強化・道路管理者間の相互支援などの構築 ○除雪作業を担う地域建設業の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・契約方法の改善・予定価格の適正な設定等 ○除雪作業への協働体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・道路協力団体等地域や民間団体が参加できる仕組み等 ○チェーン等の装着の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・チェーン未装着の大型車等の通行制限やペナルティ等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○集中的な大雪時の需要抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・出控え等の要請と社会全体のコンセンサス ・都市部における公共交通機関との連携した呼びかけ ○集中的な大雪時の予防的な通行規制・集中除雪の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・通行止め基準の検討、リスク箇所の事前把握と監視強化 ・集中除雪による早期開放 ・広域的な広報、予告の発表による広域迂回の呼びかけ ○立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・本線等の速やかな通行止め ・沿道施設管理者との連携によるUターン場所の確保 ・滞留車両への物資や情報等の適切な提供 |
|--|---|
- ##### (2) ハード的対応
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○基幹的な道路ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線等を通じ、ネットワークを強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○スポット対策、車両待機スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・カメラ増設、ロードヒーティング等の消融雪設備の整備 ・SA・PAの拡張や待避所の整備 等 |
|--|---|
- #### 2. 道路利用者や地域住民等の社会全体の取り組み
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○集中的な大雪時の利用抑制・迂回 <ul style="list-style-type: none"> ・主体的な利用抑制に取り組む環境の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ○冬道を走行する際の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・チェーン等の装備の備え |
|---|--|
- #### 3. より効率的・効果的な対策に向けて
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ○関係機関の連携の強化 | ○情報収集・提供の工夫 | ○新技術の積極的な活用 |
|-------------|-------------|-------------|

2. 豪雪地帯の現状 (6)平成29年度冬期の大雪に対する主な対応 ②鉄道

鉄道における最近の主な雪害事例について

平成29年度は各地で雪害が発生し、平成30年1月の新潟県での大雪では、JR信越線で駅間停車列車が発生し、運転再開に約15時間半を要した。また、同年2月福井県の大雪では、福井県内の全ての鉄道路線が8日間にわたり全線で運休した。

【平成30年1月の新潟県での大雪】

○概要

発生日:平成30年1月11日(木)
状況:JR信越線において、大雪の影響により列車が駅間で動けなくなり、約430人名の乗客が一晩、車内に閉じ込められ、運転再開までに約15時間半を要した。

○運転再開までに時間を要した主な要因

- ・ 運行再開を優先し、乗客の救出に係る対応が不十分であった。
- ・ 消防に対する救急搬送の要請等を除き、乗客の救出に関する自治体等の関係機関への支援要請を行っていなかった。
- ・ 乗客に対する情報提供内容が除雪作業の進捗等に留まった。
- ・ 除雪車の出動が円滑に出来なかった。
- ・ 駅間停車に至るような状況で列車を出発させた。

○対策(JR東日本)

- ・ 運行再開と乗客救出の対応を平行して行う。
- ・ 乗客の救出に関し、状況に応じ、自治体等の関係機関に支援を要請することを徹底する。
- ・ 復旧の見通し等について適切な情報提供を行う。
- ・ 状況に応じ迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行う。
- ・ 降積雪の状況等に応じ、極力、列車が駅間に停止することのないよう、必要な場合には列車の運転を見合わせる等の適切な措置をとる。

※ JR東日本及び他の事業者に対し、再発防止のための指示を実施



降積雪により駅間停車した列車



積雪状況を監視するカメラの増設

【平成30年2月の福井での大雪】

○概要

発生日:平成30年2月5日(月)
状況:大雪により、福井県内の在来線は2月6日から全線で運休。JR越美北線以外の路線は2月14日までに順次再開したが、JR越美北線は運転再開が18日後の2月23日となった。

○JR越美北線が運転再開までに時間を要した主な要因

- ・ 降積雪に関する情報収集がきめ細やかにできなかった。
- ・ 除雪装置の点検時期及び点検内容が一部明確となっていなかったことから、除雪装置の損傷等の不具合が発生した。

○対策(JR西日本)

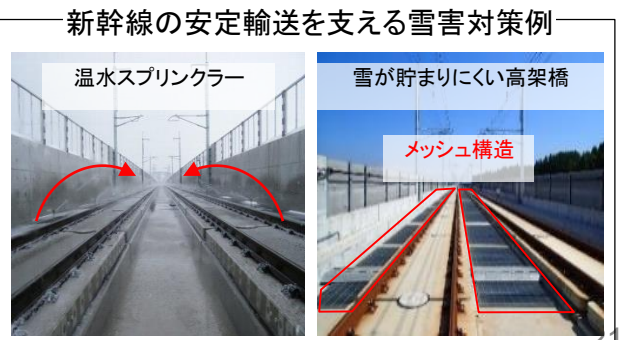
- ・ 予報エリアが細分化された情報を使用することによりきめ細かく、状況を把握し部分開通などの柔軟な運転計画の策定に活用。
- ・ 山間部以外の箇所への積雪計の増設やふきだまりとなりやすい箇所への監視カメラの増設。
- ・ 豪雪エリアの様子を撮影した写真を駅構内やホームページに掲示。
- ・ 除雪装置及びモーターカー本体について、冬期前に確認すべき検査項目の周知徹底。



大雪の状況

(参考)北陸新幹線

- ・ 在来線が運休する中で、新幹線はほぼ平常運行した。
- ※運休は2月6日の区間列車 2本のみ
- ・ 新幹線の雪害対策例
温水スプリンクラー
融雪パネル
雪が貯まりにくい高架橋形状



新幹線の安定輸送を支える雪害対策例

3. 施策の実施状況等

- 3-1 除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）
- 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保
- 3-3 雪冷熱エネルギーの活用促進
- 3-4 集中的降雪時の道路交通の確保
- 3-5 特例措置の期限延長
- 3-6 豪雪地帯対策基本計画の主な事業

3. 施策の実施状況

3-1 除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手と安全の確保)

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

① 共助除排雪体制の整備 <1> 取組への支援 (1) 克雪体制支援調査の概要

- 高齡化が進む豪雪地帯において雪処理の担い手を確保・育成するとともに、除雪作業中の安全対策を徹底するため、地域の実情に即した他地域のモデルとなる地域除排雪体制の整備や安全な除雪作業に資する取組を支援し、そこで得られたノウハウ等の普及・展開を図っている。

【雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査】 (国土交通省)

<開始年>

平成25年度～(継続中)

<主な支援対象の取組>

① 除雪ボランティアセンターの設立・運営

例) 県・市との調整、ボランティア募集、
指南役の育成、
除雪資機材の調達などの総合運営

② 雪処理の担い手の育成

例) ・雪に不慣れな若者等に雪かき技術を教え、
ボランティア活動に反映
・地元有志による除雪ボランティア組織づくり
・地域の大学生や民間企業従業員等の除雪参加

③ 除雪ボランティアと地域を繋ぐ コーディネータの養成

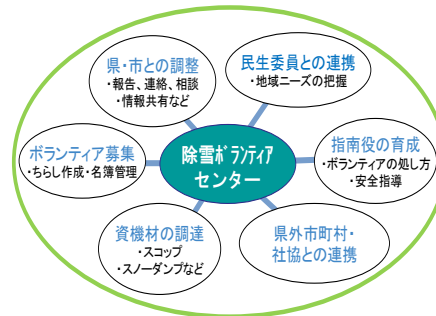
例) 地域除雪を進める上で重要な役割を担う
人を育てるため、講習会で指導・助言

④ 豪雪地帯と非豪雪地帯の広域連携

例) 県内外の非豪雪地帯との
広域連携によるボランティア活動等

⑤ 雪下ろしの安全対策

例) ボランティアによる屋根雪下ろしを可能とする
確実な安全対策の整備



長野市
福井市
高島市
香美町
飯南町
安芸太田町

長岡市
柏崎市
糸魚川市

弘前市
藤里町
酒田市
鶴岡市

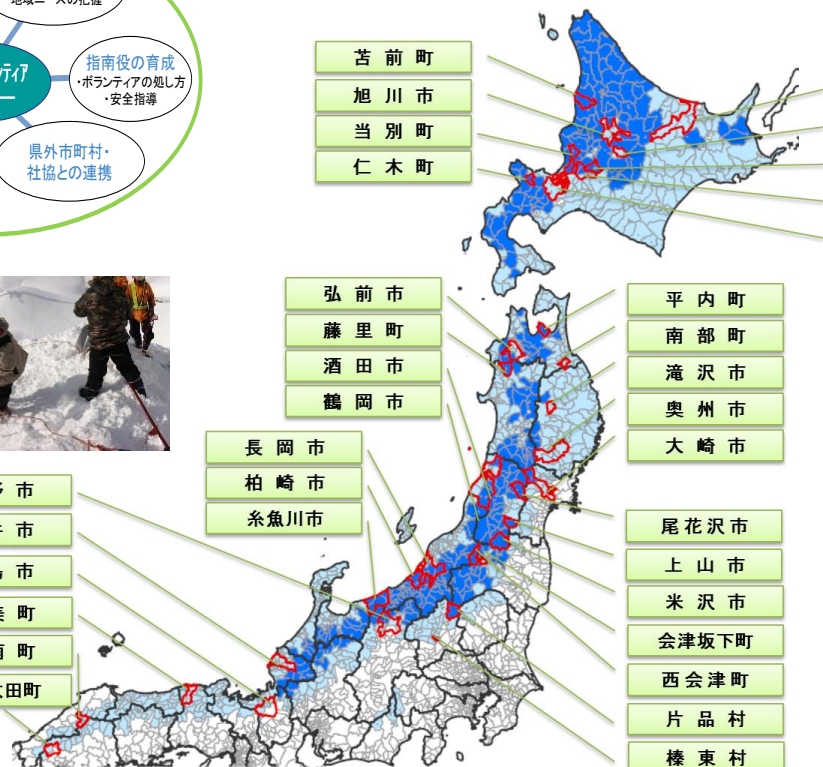
【これまでの支援地域】

苫前町
旭川市
当別町
仁木町

北見市
上富良野町
三笠市
岩見沢市
札幌市

平内町
南部町
滝沢市
奥州市
大崎市

尾花沢市
上山市
米沢市
会津坂下町
西会津町
片品村
榛東村



3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

①共助除排雪体制の整備 <1> 取組への支援 (2)平成29年度に支援した先導的な取組

【全自治会での除雪体制整備に向けた挑戦】 (青森県南部町社会福祉協議会)

- ・現在、南部町内16地区で整備されている除雪体制を段階的に増やしていき、最終的に全65地区での整備を目指す。
- ・お揃いのジャンパー・帽子・のぼり旗の視覚効果を利用したPRにより、未整備地区の住民を刺激。この冬で16地区から22地区に、除雪活動者数も178名から330名に増加。
- ・合同で行った研修会や壮行式の開催により、除雪以外でも地区間の新たな交流が生まれた。



除雪ボランティア壮行式



地区の除雪活動

【行政・業者・自治会「三者協働の除雪体制」の拡大】 (岩手県滝沢市上の山自治会)

- ・行政・業者任せから住民主体の除雪へ転換することを目指し、「行政」は自治会へ機材を貸与、「除雪業者」は自治会と除雪機械を供与、そして「自治会」は除雪作業を実施、という「三者協働の除雪体制」(通称:上の山モデル)を構築。
- ・市内他自治会にも波及させていくため、上の山モデルの理解を深める講演会を開催。波及拡大の足がかりとなった。



除雪講演会「上の山除雪の評価と期待」



上の山まごころ除雪隊による除雪活動

【“労力交換”に除雪ボランティアを取り入れて地域交流】 (山形県鶴岡市三瀬地区自治会)

- ・鶴岡市三瀬地区自治会では、平成25年度に除雪作業を有償で行うボランティアチーム「さんぜスノースーパー(s.s.s)」を設立。
- ・人口減少等により、毎年の自治会の運営が困難になりつつある中、他地域と連携し、力を貸し合う「労力交換」に除雪ボランティアを取り入れ、交流地域も順次拡大

「労力輸入」
三瀬地区のガーデン整備

↑「労力輸出」
酒田市日向地区・旧温海町菅野代地区にて除雪ボランティア



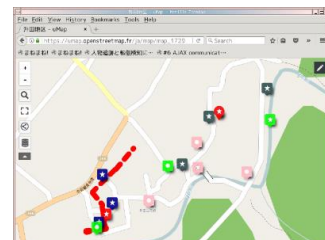
【水路マップによる冬の危険の見える化】 (山形県酒田市日向コミュニティ振興会)

- ・地区内で起きた水路転落事故がきっかけとなり、地域で事故の教訓を継承するために水路(流雪溝)マップを大学生と協働で作成。
- ・この作成プロセスを通じて、水路が大切な財産であることを認識するとともに、教材としての利用など、この水路マップが持続可能な地域づくりへと展開していくための活用手法を多数見出した。



水路の現地調査

水の流れ実験



大学生が作成したGISを用いた水路マップ

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

①共助除排雪体制の整備 <1> 取組への支援 (3)普及するための情報発信

• 地域における除排雪体制の普及・定着の促進に向けて、地域除雪活動を実践する際の「ガイドブック」、除雪ボランティアを受け入れる際に現場で使える「様式集」、さらに各年度の先導的な活動を紹介した「事例集」を作成し、HP等で公表している。

【共助除排雪体制の普及のための情報発信】(国土交通省)

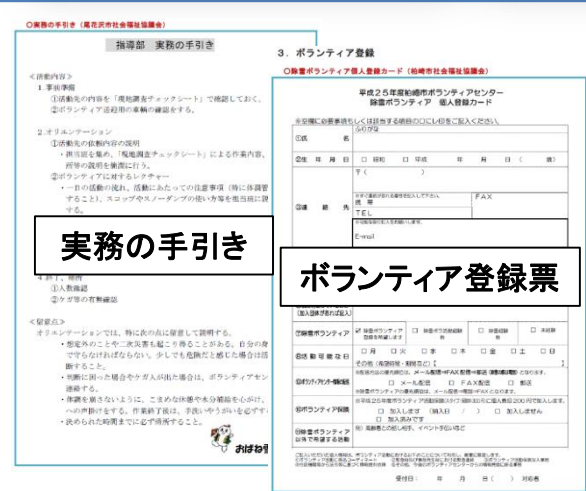
【ガイドブック】



- <ポイント>**
- 対象者・ねらいに応じた分冊化
 - ①町内会・自主防災会向け
 - ②行政職員向け
 - 取組事例やケーススタディを充実

【様式集】

<内容>
実際に除雪ボランティアセンターで使われている「手引き」や「ボランティア登録簿」等の各種様式を紹介、すぐに活用が可能



【事例集】

共助除雪・安全対策 取組事例集

平成30年3月 国土交通省 国土政策局地方振興課

NO	掲載事例	ポイント
01	雪下ろしの危険な地域を地域団体に拡大する	地域団体の活動範囲を拡大し、危険な地域を安全にする。
02	雪かきに必要となる地域の確保	地域団体の活動範囲を拡大し、危険な地域を安全にする。
03	除雪ボランティアコーディネーターの活用	コーディネーターの活用により、地域団体の活動を支援する。
04	すべての自治体への情報提供	すべての自治体への情報提供により、地域団体の活動を支援する。
05	行政・実業・自治体「連携活動」の推進	行政・実業・自治体の連携活動により、地域団体の活動を支援する。
06	除雪ボランティアの「魅力」を伝える	除雪ボランティアの「魅力」を伝えることで、地域団体の活動を支援する。
07	地域マップ作りによる危険な地域を拡大	地域マップ作りによる危険な地域を拡大し、地域団体の活動を支援する。
08	少人数ならではの「創意工夫」	少人数ならではの「創意工夫」により、地域団体の活動を支援する。
09	地域団体の安全確保と除雪ボランティア交流	地域団体の安全確保と除雪ボランティア交流により、地域団体の活動を支援する。
10	地域団体の安全確保と除雪ボランティア交流	地域団体の安全確保と除雪ボランティア交流により、地域団体の活動を支援する。

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

① 共助除排雪体制の整備 <2> 自治体における取組への支援状況

- 山形県では、平成29年度から5年間を実施期間とする「山形県雪対策行動計画(後期計画)」策定を踏まえ、山形県雪対策総合交付金の交付対象事業を幅広く増やし、ハード・ソフト両面から市町村の取組を総合的に支援。
さらに、要援護者世帯の雪下ろしを担う新たな人材の確保・育成及び活用の仕組みづくりを進めるため、平成28年度からの3年間を事業期間とする「雪下ろし有償ボランティア普及モデル事業」を開始。
- 市町村では、除雪機の購入支援・貸与(前年度比:豪雪+5%、特豪+6%)や活動費用の助成(前年度比:豪雪+2%、特豪+3%)などにより共助除排雪活動を支援しているケースが多い。

【山形県雪対策総合交付金】(山形県)

H29年度

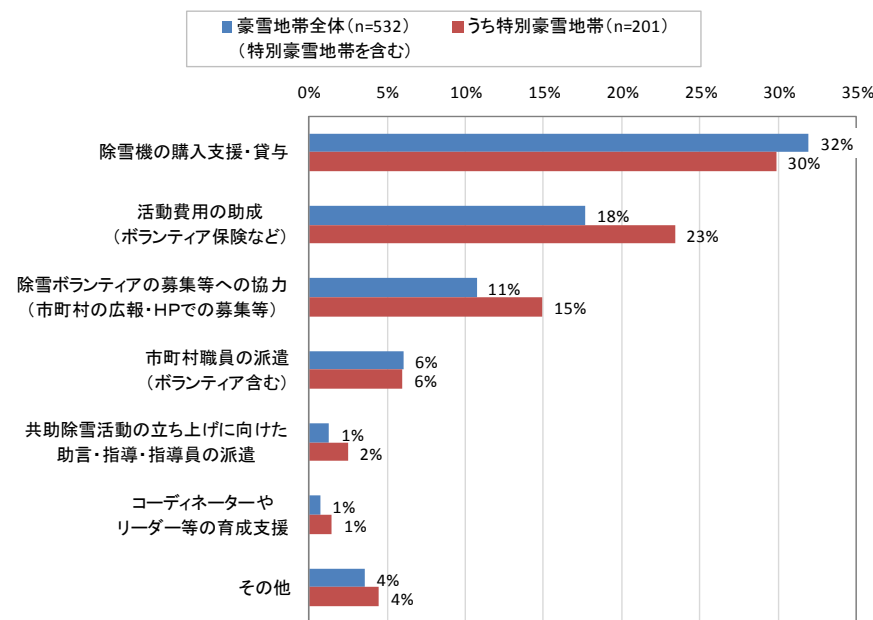
- 地理的要因による降雪量の多少に加え、中山間地域では著しい人口減少や高い高齢化率、都市部では地域帰属意識の希薄化や排雪場所の確保など、各地域の実情によって効果的な対応策が異なっており、これら地域の実情に的確に対応した雪対策を推進するため、市町村が計画的に実施する取組みをハード・ソフト両面から支援。

① 補助率 1/2以内

② 主な交付金対象事業

- 高齢者など要援護者の除排雪支援(人員派遣、経費助成等)
- 自治会等が行う地域一斉除排雪、除雪資機材の購入、雪場所の借上げ及び流雪溝の管理
- 空き家の除排雪(真にやむを得ない場合)
- 地域の除排雪に係る課題の検討・推進等のための研修会等開催
- 住民からの除雪依頼に対する窓口等の設置及び運営
- 「やまがた雪文化マイスター」の活用
- 道路除雪オペレータの養成
(免許取得や講習受講に要する経費への助成等)
- 住宅敷地内への消融雪設備導入支援(設備整備への助成)

【市町村による共助除雪活動の支援実施状況】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度冬期時点・速報値)

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

① 共助除排雪体制の整備 <3> 自治体における特色ある取組

【ステップアップする共助組織関連事業】
(秋田県)

- 秋田県では、
 - 平成26年度から、共助組織の立ち上げについて助言等を行うサポート(ソフト支援)を開始。
 - 平成27年度からは、立ち上げ等に要する経費の補助(資金面の支援)を開始。
 - 平成28年度からは、上記立ち上げ支援に加え、活動する団体同士が広域的に連携する「共助のネットワーク」を構築する事業へと、毎年、ステップアップした事業展開が図られている。

共助組織の立ち上げサポート (H26から継続)

県北・中央・県南の中間支援センターが除排雪を行う団体を振り起こし、立ち上げへの助言等を行う。

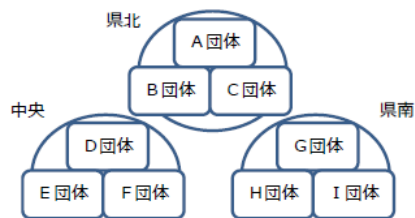
【支援内容】

- 地域住民に対する説明会の開催
- 先進地視察研修会の開催
- 団体等同士の連携調整等
- 継続的に活動するための方策の検討
- その他関連する事務

+

共助のネットワークを構築 (H28～)

情報交換を回り活動の輪を広げていく。

【青森市ボランティアポイント制度】
(青森県青森市)

H29年度

- 青森市では、平成29年10月より、地域福祉の担い手となるボランティア活動を行う人材の育成・確保及び高齢者の方々の社会参加による生きがいづくりや介護予防を目指すため、青森市ボランティアポイント制度を始めた。

■ポイント付与の対象者(地域福祉サポーター)

- ・市内に居住・通勤・通学している満18歳以上の者
- ・青森市ボランティアセンターに地域福祉活動を目的としたボランティア登録をした者

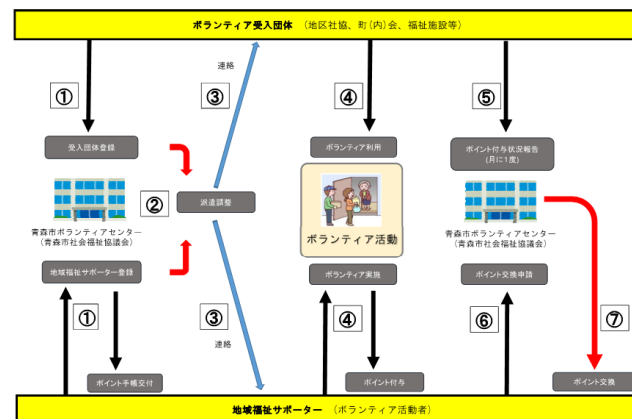
■対象活動

- ・高齢者支援、介護予防、雪対策支援(ひとり暮らしの高齢者世帯除雪・屋根の雪下ろし・「福祉の雪協力会」の一員として除排雪活動・市から貸与される除雪機を使用した地域の歩道除雪・市教育委員会から貸与される除雪機を使用した小学校通学路の除雪)

■ポイントの付与・交換

- ・1時間の活動につき1ポイント(1日当たり2ポイントを上限)
- ・10ポイントで、1,000円分の商品券、バスクードに交換

青森市ボランティアポイント制度フロー図

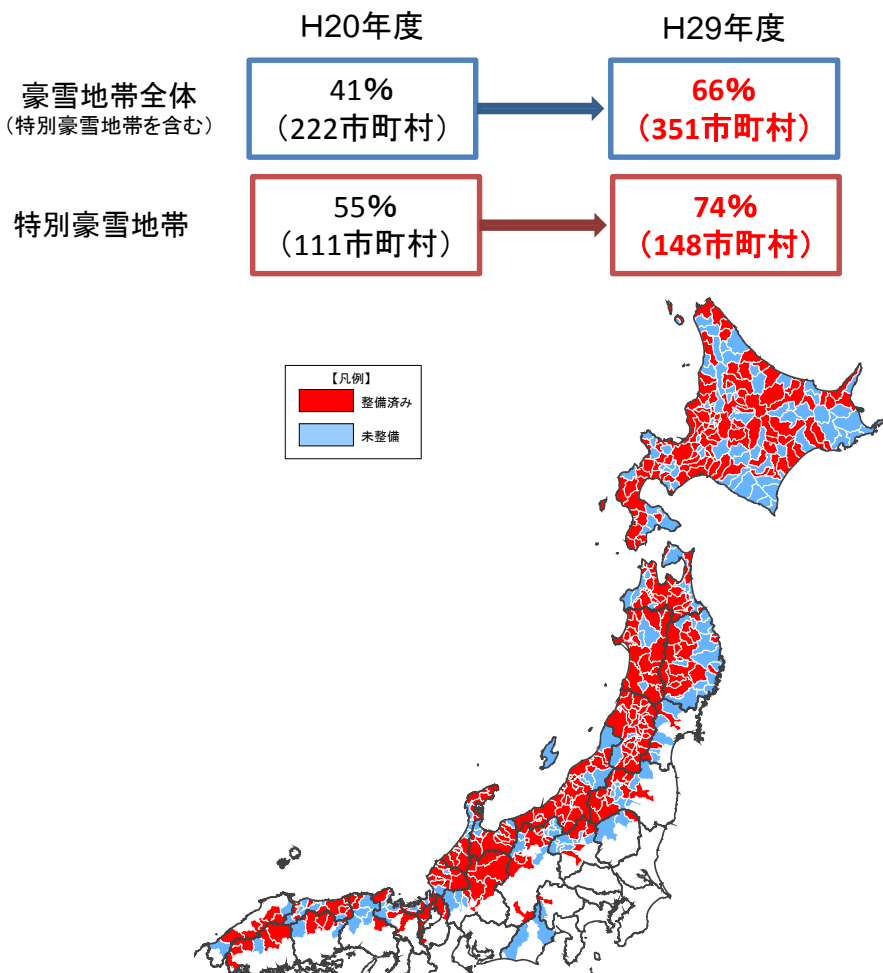


3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

① 共助除排雪体制の整備 <4> 体制整備の現状 (1)

- 豪雪地帯の66%(前年度比+1%)、特別豪雪地帯の74%(前年度比±0%)の市町村で共助除排雪体制が整備されている。

【高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備市町村数】



【共助による地域除排雪体制の整備状況 (都道府県別・平成29年度)】

豪雪地帯全体

	体制整備	市町村数	整備率
北海道	111	179	62.0%
青森県	30	40	75.0%
岩手県	18	33	54.5%
宮城県	3	8	37.5%
秋田県	21	25	84.0%
山形県	32	35	91.4%
福島県	13	20	65.0%
栃木県	1	3	33.3%
群馬県	6	14	42.9%
新潟県	24	30	80.0%
富山県	11	15	73.3%
石川県	12	19	63.2%
福井県	13	17	76.5%
山梨県	1	2	50.0%
長野県	11	20	55.0%
岐阜県	6	10	60.0%
静岡県	0	2	0.0%
滋賀県	4	4	100.0%
京都府	4	8	50.0%
兵庫県	3	7	42.9%
鳥取県	10	19	52.6%
島根県	6	8	75.0%
岡山県	6	8	75.0%
広島県	5	6	83.3%
	351	532	66.0%

特別豪雪地帯

	体制整備	市町村数	整備率
北海道	56	86	65.1%
青森県	11	13	84.6%
岩手県	2	2	100.0%
宮城県	1	1	100.0%
秋田県	10	13	76.9%
山形県	24	26	92.3%
福島県	11	14	78.6%
群馬県	1	1	100.0%
新潟県	14	18	77.8%
富山県	6	6	100.0%
石川県	1	2	50.0%
福井県	3	4	75.0%
長野県	4	10	40.0%
岐阜県	3	4	75.0%
滋賀県	1	1	100.0%
	148	201	73.6%

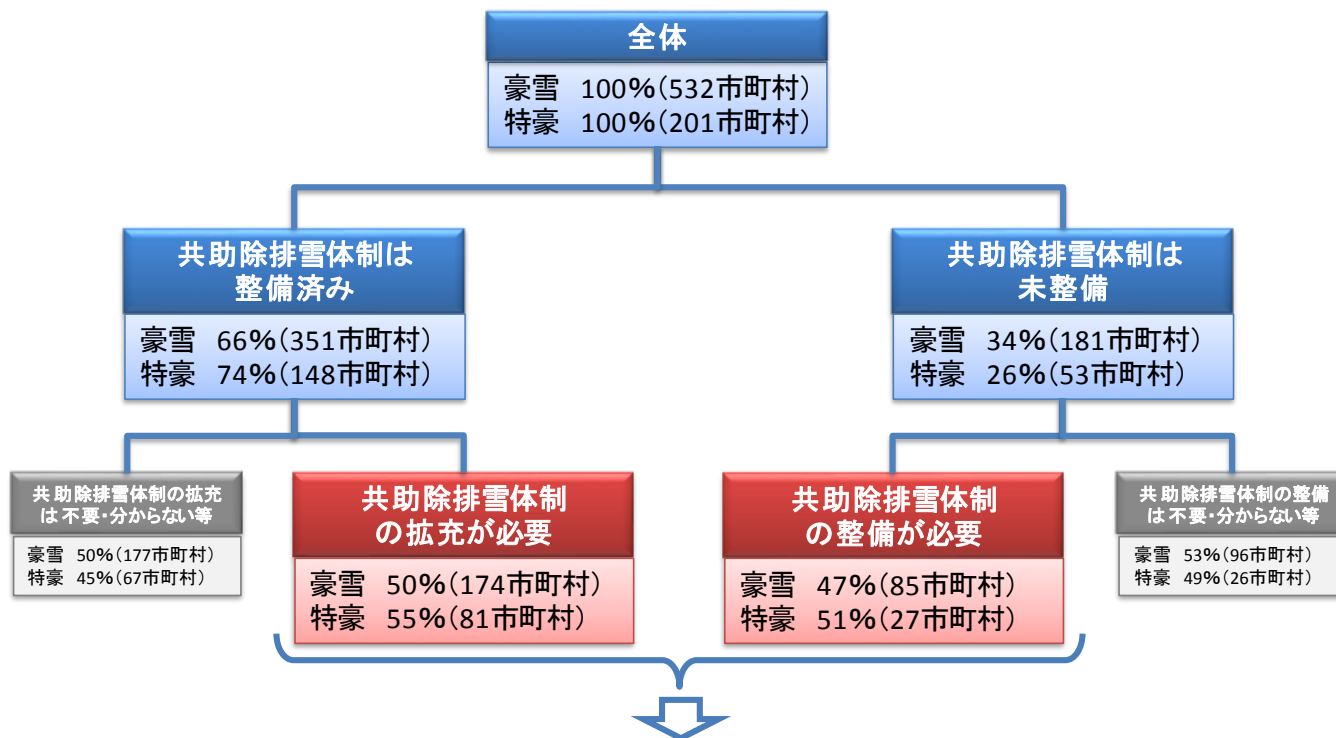
(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度末現在・確定値)

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

①共助除排雪体制の整備 <4> 体制整備の現状 (2)

- 共助除排雪体制が整備されている市町村でも、豪雪地帯の174市町村・特別豪雪地帯の81市町村は体制の拡充が必要と認識している。
- 共助除排雪体制が未整備の市町村の場合、豪雪地帯85市町村・特別豪雪地帯27市町村が体制の整備が必要と認識している。

【共助による地域除排雪体制の現状】



地域に応じた共助体制づくりの推進

(備考)

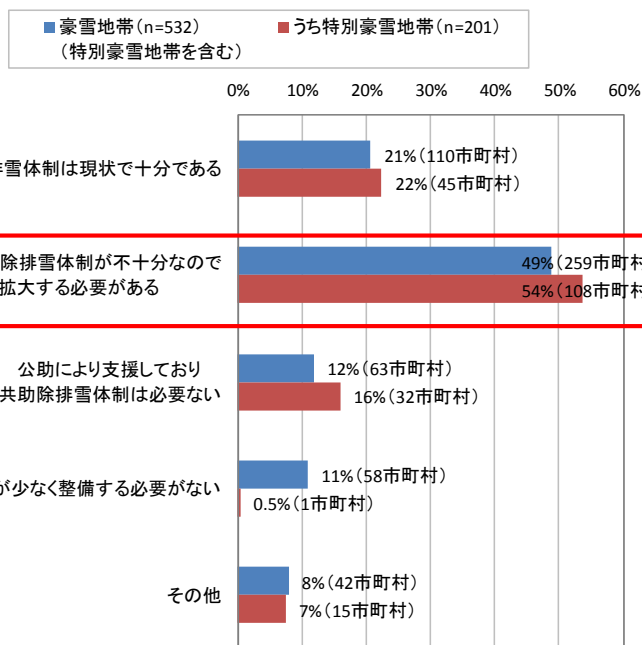
- 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」
(平成29年度末現在・確定値)。

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

① 共助除排雪体制の整備 <5> 整備・拡大に向けた課題

- 共助除排雪体制が不十分だと認識している市町村は、豪雪地帯・特別豪雪地帯ともに約5割。
 - 体制整備に向けた問題点・課題は、除排雪を実施する人材の不足(担い手不足)が最多。続いて、行政の人材・財政不足、地域のコーディネーター・リーダー不足が問題と認識。
 - 一方で、地域住民に理解を促す立場の行政のノウハウ不足は、整備促進に繋がりにくい重大な要因と認識。

【共助除排雪体制の充足状況と今後の意向】

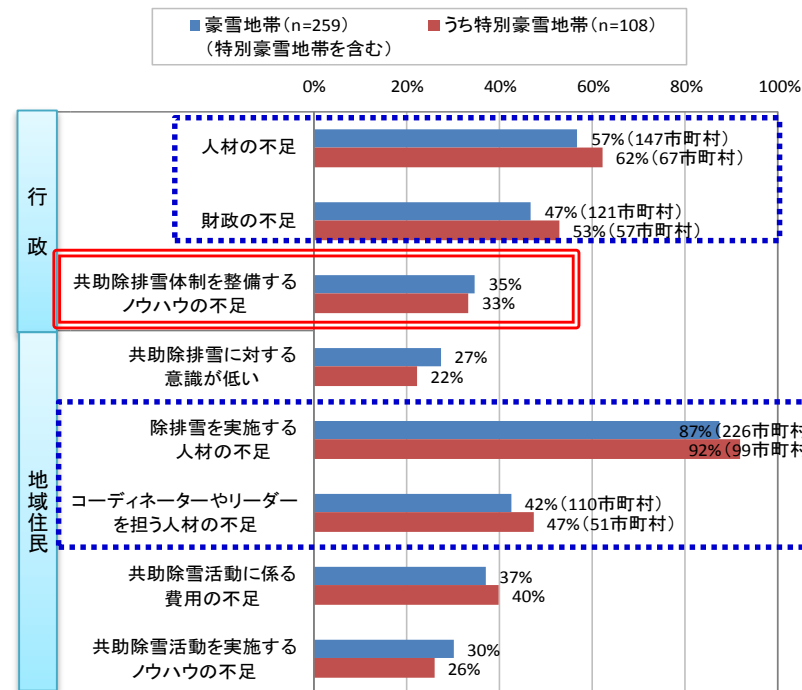


(備考)

1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度末現在・確定値)

2 「共助除排雪体制整備の拡大に向けた問題点・課題」は、「現状では共助除排雪体制が不十分なので拡大する必要がある」と回答した豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)259市町村、特別豪雪地帯108市町村によるもの。

【共助除排雪体制整備の拡大に向けた問題点・課題】

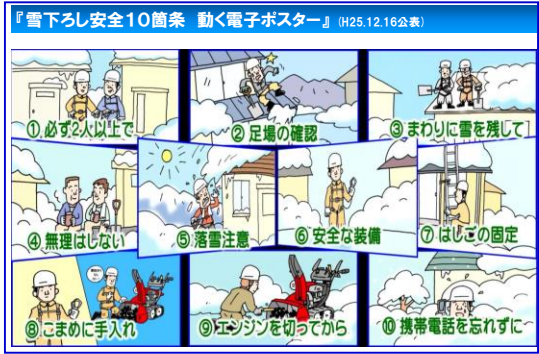


3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

②安全対策 <1> 普及・啓発

・ 公共施設等の人が集まる場所や、除雪講習会等で利用できるよう、除雪作業の潜在的な危険性を周知するための注意喚起用の動画やポスター・パンフレットをHPに公表するとともに、平成29年度冬期の大雪を踏まえ、降雪期の1ヶ月間、国土交通省ツイッターにて注意喚起を配信。

【国土交通省HPにて公表】



【動くポスター(動画)】



【ポスター】&【パンフレット】(内閣府と共同作成)

【国土交通省ツイッターにて配信】 H29年度

国土交通省 @MLIT_JAPAN · 2月8日

【除雪作業中の事故にご注意ください】
今冬は、各地で平年を上回る降雪が記録されており、屋根の雪下ろしや家屋周辺の除雪作業中の事故が大変に多くなっています
「雪下ろし安全10箇条」に留意し、慎重な作業を心がけてください
雪下ろし安全10箇条↓
youtu.be/1wtsPxPktyo (電子ポスター)



消費者庁においても、除雪機の事故に関する注意喚起を配信



【除雪機による事故に注意!】除雪機による事故で毎年死傷者が出ています。除雪機の使用前に、服装や周囲の環境をよく確認しましょう。使用中は、除雪機の取扱い上の注意を守り、周囲に人がいる時は使用を中止し、天候や体調にも注意しましょう。詳細⇒caa.go.jp/policies/polic...



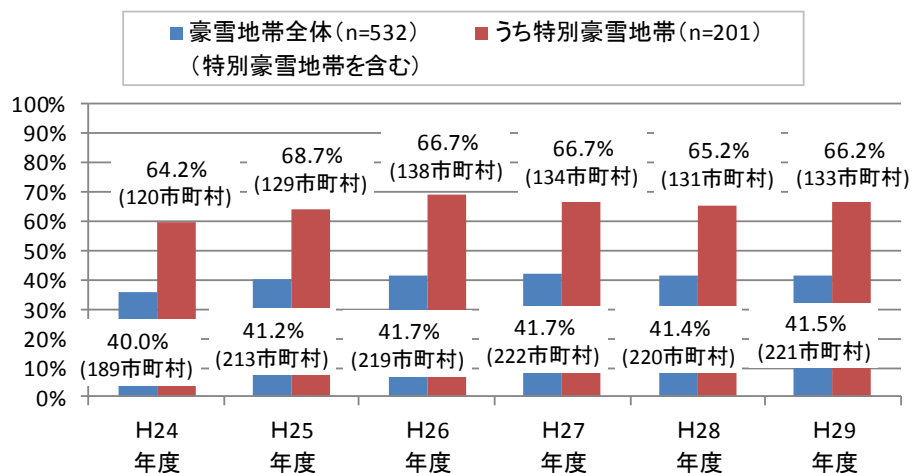
3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

②安全対策 <2> 自治体における普及・啓発の現状

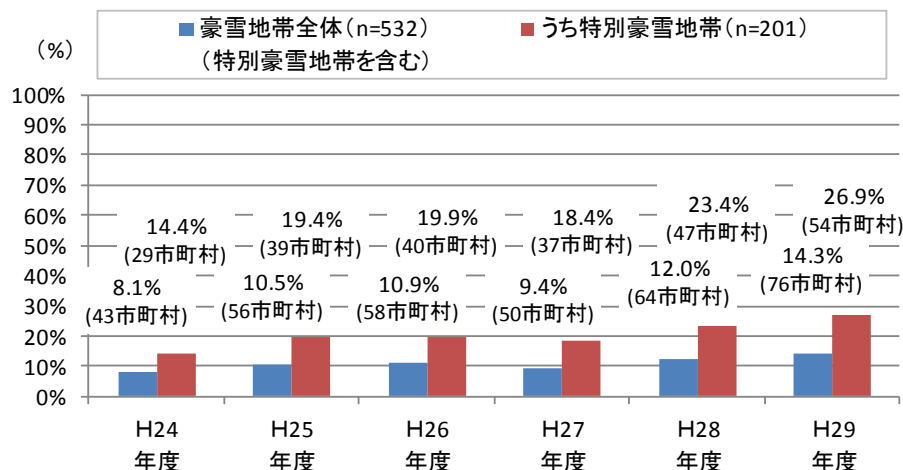
- 屋根雪下ろし等の転落事故防止に向けた注意喚起を実施している市町村は、豪雪地帯で42%、特別豪雪地帯で66%。
 - 命綱の普及に向けた取組を実施している市町村は、豪雪地帯で14%、特別豪雪地帯で27%。
- 注意喚起をするタイミング等、より効果的な情報発信の手法と、命綱の普及に向けた対策が課題。

【自治体における安全対策の普及・啓発に関する実施状況】

屋根雪下ろし等の転落事故に関する注意喚起
を実施している市町村の割合



命綱の普及に向けた取組
を実施している市町村の割合



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度は速報値)。

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

②安全対策

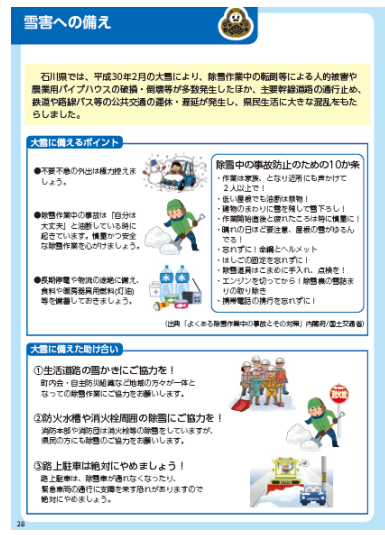
<3>自治体における支援、普及・啓発事例

【タウンページを活用した啓発】

(石川県)

H29年度

- 石川県は、平成29年8月、NTTタウンページ(株)と防災協定を締結し、地域防災力の向上を目的として、避難所の所在地ほか災害への備えから生活の再建までの防災関連情報を集めた別冊「防災タウンページ」(金沢市版)、(かなざわエリア南部版)、(かなざわエリア北部版)の制作に協力。
- 「雪害への備え」として、除雪作業時の注意点と大雪に備えた助け合いとして協力事項を掲載。



(出典:NTTタウンページ(株)HP)

【命綱固定アンカーガイドブック】 (新潟県)

H29年度

- 新潟県は、平成29年8月、屋根雪下ろし作業中に着用する命綱を固定する金具いわゆる「命綱固定アンカー」の具体事例や設置に当たっての留意点を紹介したガイドブックを作成。



(出典:新潟県HP)

Q. 屋根のどの部分に固定すればよいですか?

アンカーには様々な形状があり、屋根のタイプによって、設置できるアンカーの種類や設置する位置が異なります。ご自宅の屋根に適したアンカーを設置しましょう。

鉄板葺きの屋根の場合

雪が多く降る地域で、雪が溜まる箇所が多いので、作業の際、雪止めアンカーは必ず設置する等の注意が必要です。屋根の傾斜が急な場合は、雪止めアンカーの設置位置を調整し、屋根の傾斜に合わせて、雪止めアンカーを固定する必要があります。

瓦葺きの屋根の場合

屋根葺き以外で、雪止めアンカーを設置する場合は、雪止めアンカーの設置位置を調整し、屋根の傾斜に合わせて、雪止めアンカーを固定する必要があります。また、雪止めアンカーの設置位置を調整し、屋根の傾斜に合わせて、雪止めアンカーを固定する必要があります。

Answer

- 屋根のタイプに応じて両隣りなどの不具合のない固定方法を選びましょう。
- 鉄板葺き屋根の場合は、瓦葺きに合わせて固定します。
- 瓦葺き屋根の場合は、葺きの種類によって固定します。

※雪止めアンカーの設置は、雪止めアンカーの取扱説明書や、雪止めアンカーの取扱説明書に従ってください。

【冬の「まさか」～暴風雪～への備え】 (北海道)

H29年度

- 北海道は、平成29年12月「暴風雪への備え」に関する啓発マンガリーフレットを作成。
- 運転中に風雪により視界が悪くなった時の対応に加え、家での除雪作業の注意事項について、子どもから大人まで理解しやすいマンガで除雪作業中の危険性と安全対策を解説。

暴風雪などによる被害防止について

冬期間は、暴風雪による停電や避難といった災害が多く発生しています。気象情報に注意して、暴風雪が予想される場合は、家のなかで過ごすなど外出を避けましょう。

雪(除雪・暴風雪)による被害防止について

- ◆例年除雪による被害が発生しています。被害に遭わないよう、注意して下さい。
- ▶「除雪などによる被害防止」雪による被害状況についてはこちらをご覧ください
- ◆「暴風雪への備え」に関する啓発マンガリーフレットを作成しました。



冬の「まさか」～暴風雪～への備え【PDF版(サイズ:約1MB)】
(出典:北海道庁HP)

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

H30年度創設

③新たな施策展開：アドバイザー派遣制度

- 除排雪体制の整備及び除排雪に関する安全対策の専門的な知識や豊かな経験を有する者を「克雪体制づくりアドバイザー」として、克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の道府県・市町村や各種活動団体等へ派遣する「克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」を創設。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 10 月 25 日
国土政策局地方振興課

こくせつ
克雪体制づくりアドバイザー派遣制度を創設
～地域における除排雪体制づくりの実践者を派遣します！～

国土交通省は、共助除排雪活動や除雪作業の安全対策に関して、課題を抱える活動団体及び豪雪地帯に指定された道府県・市町村に対し、専門的な知識や豊富な経験を有する者を派遣する「克雪体制づくりアドバイザー派遣制度」を創設しました。

<背景>

- 豪雪地帯においては、人口減少や高齢化が全国平均を上回るペースで進んでいることで、雪処理の担い手が不足し、高齢者を中心とした除雪作業中の事故が後を絶たない現状を踏まえ、共助による除排雪体制や除雪作業の安全対策を徹底する体制の整備（克雪体制づくり）を促進しています。
- 体制整備にあたり、地域が抱えている課題に対してアドバイザーが助言等を行うことにより、さらなる整備促進を図ります。

<支援の主な流れ>

支援対象

- 活動団体 (NPO法人、社会福祉協議会、地域住民組織等)
- 豪雪地帯の道府県・市町村

アドバイザー

運営事務局 (相談窓口)

①相談・申込み
②協議
③派遣
④結果報告

※サポート申込みの詳細については、下記ホームページを参照ください。
<http://snow-innovation.net/advisor>

<運営事務局 (相談窓口) >
(株) 日本能率協会総合研究所 社会政策研究部 公共政策研究チーム 塩見 (しおみ)
電話：03-3578-7526 e-mail: isao_shiomi@jmar.co.jp

【問合せ先】
国土交通省 国土政策局 地方振興課
内藤、瀬井、榎手
TEL：03-5253-8111 (内線 29-562、29-563)
03-5253-8403 (直通)
FAX：03-5253-1588

国土交通省

アドバイザー派遣の流れ

支援対象

- 活動団体 (NPO法人、社会福祉協議会、地域住民組織等)
- 豪雪地帯の道府県・市町村

運営事務局 (相談窓口)
国土交通省

アドバイザー

雪国の未来を考える懇談会 委員

- アドバイザーの選任
- 対応方針の協議等、アドバイザー派遣制度に関する助言を行う

①相談・申込み
④結果報告

②協議

③派遣・助言

※派遣に要する交通費等は、予算の範囲内において、国土交通省が負担します！ (予算上限に達した場合は、支援対象の負担となります。)

<相談内容の一例>

- 地域ぐるみの除排雪体制を構築したい
- 除雪ボランティアを受け入れたい
- 共助除排雪体制の必要性を地域に広めたい
- 除雪作業中の事故を減らしたい
- 地域の方々に、実践地域の事例紹介をしたいけど・・・やり方が分からない！
- 地域で除排雪活動を始めたけど、活動がうまく回らない！

※ 派遣要請にまで至らない相談にも応じますので、お気軽に相談窓口へお問い合わせください。

【運営事務局 (相談窓口)】
(株) 日本能率協会総合研究所 社会政策研究部 公共政策研究チーム 塩見 (しおみ)
電話：03-3578-7526 e-mail: isao_shiomi@jmar.co.jp

3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

平成28年3月の国会への報告書において整理された「今後の方向性」

- 除雪ボランティアセンターの設立・運営や、雪処理の担い手の育成等の支援を通じ、共助による地域除排雪体制の構築を推進する。特に、現場のリーダー育成につながる雪処理技術・知識の伝承等を推進するとともに、非豪雪地帯との広域連携やボランティア組織等相互の応援体制の整備等による共助体制の拡大を図る。
- 屋根の雪下ろし等除雪作業においては、高齢者等の事故が依然として多いことから、引き続き、屋根からの転落防止のための命綱等の着用の徹底・普及を図るとともに、住宅・建築物の構造や集住の状況などそれぞれの地域の実情に応じた安全対策を推進する。また、水路等への転落、除雪機関連の事故も含めた潜在的な除雪作業の危険性の啓発を徹底し、平時からの地域全体による見守り活動も含めた総合的な安全対策の普及促進を図る。
- 豪雪時の雪処理に広域的かつ効果的に対応するために、建設業団体・その他の非営利団体等との連携を図る。

(平成29年度冬期を踏まえた今後の対応)

- 北海道、北日本、西日本それぞれの地域の特性に応じた課題に対する共助除雪体制の整備・安全対策の普及促進について、よりきめ細かい支援により推進していくとともに、安全に資する道具等の開発・普及状況に応じたハード・ソフト両面からの幅広い対策を推進していく。

3. 施策の実施状況

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

① 現行法制度での空家対応の考え方の紹介

- 市町村に向けて、空き家等の除雪、除却及び倒壊した場合の基本的な考え方及び活用可能な方法を公表。

【市町村による空き家等の除雪等の考え方】(国交省HP)

【基本的な考え方】

- 民間所有の空き家等は市町村の管理権限の及ばない財産。基本的には所有者自らの責任において管理すべき。
- しかし、「所有者・相続人等不明」、「所有者に積極的な管理意思無し」等、適正な管理が行われない空き家等が存在。生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるケースが発生。
- 市町村としては、平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪等を実施させる取組を行うことが必要。そのような取組にもかかわらず、空き家等に関する対応が必要となる場合には、以下の対策が実施可能。

除雪について

○災害対策基本法第64条第1項 (応急公用負担等)

- (条件)
- 災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合

- (対応内容)
- 市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能

○災害救助法

- (条件)
- 都道府県知事が該当市町村に災害救助法を適用した場合
 - 空き家等の管理者が不明であったり、管理者自らの資力では除雪を行えない等により、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがある場合

- (対応内容)
- 災害救助法に基づく障害物の除去として除雪が可能
 - ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則

○空き家等適正管理条例

- (条件)
- 市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定し、周囲への被害予防のために「緊急安全措置」の規定を設けた場合
- (対応内容)
- 市町村長の判断で空き家の除雪が可能

空き家等の除却等について

○空家等対策の推進に関する特別措置法

- そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能

○空き家等適正管理条例

- (条件)
- 市町村が空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合
- (対応内容)
- 空き家等の除却等の措置命令や行政代執行による除却が可能

○建築基準法による勧告・命令

- 著しく保安上危険な既存不適格建築物等については、特定行政庁が除却等必要な措置の命令が可能

○社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)等

- (条件)
- 空家対策特措法に基づく空家等対策計画に定められた地区等
- (対応内容)
- 市町村が行う以下の取組に対して国が助成
 - 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却
 - 空き家住宅又は空き建築物の活用 等

○過疎対策事業債

- 過疎市町村において、市町村内の危険な廃屋の取り壊し・除去・処分を行う所有者等に市町村の判断により補助等を行う場合に、財源として過疎対策事業債(ソフト分)を充てている事例もあり

空き家等が既に倒壊した場合について

○空家等対策の推進に関する特別措置法

- そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能

○空き家等適正管理条例

- (条件)
- 市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合
- (対応内容)
- 倒壊した建物の措置命令や行政代執行による倒壊物件の除却が可能

○災害等廃棄物処理事業費補助金

- (条件)
- 災害により倒壊して廃棄物となった家屋の除却にあつて、市町村による処理が特に必要であると認められる場合
- (対応内容)
- 倒壊した家屋の除去費用について、国の補助が活用可能

○災害救助法

- (条件)
- 都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合
 - 倒壊した空き家等の一部が残存した場合でも、その部分が近隣の住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあると認められ、市町村が自ら必要な措置を行った場合
- (対応内容)
- 災害救助法に基づく障害物の除去として、国庫補助の対象として除去が可能
 - ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除去に要した経費を請求することが原則

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

②空家等対策の推進に関する特別措置法

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、倒壊の恐れや衛生上問題のある空家等（特定空家等）の所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告・命令することが可能。

背景

【空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)】

公布：平成26年11月27日
施行：平成27年2月26日
(※関連の規定は5月26日)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・法律で規定する限度において、空家等への立入調査(9条)
 - ・空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条)等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13条)

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14条)

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

③ 平時からの空家除却・活用の支援 (1)

- ・ 居住環境の整備改善を図るため、「空家再生等推進事業」において空き家住宅等の除却・活用を行うことが可能。

【空家再生等推進事業】（国土交通省）

補助対象市区町村

- ・ 空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、**計画的な活用・除却を推進すべき区域**として地域住宅計画等に定められた区域

など

補助対象事業

- ・ 空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・ 空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・ 空き家の実態把握
(例: 空き家数の調査)

など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用



・ 空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却



・ 居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

③ 平時からの空家除却・活用の支援 (2)

- 空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。

【空き家対策総合支援事業】（国土交通省）

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備) など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援

空き家の活用



Before



After

空き家を地域活性化のため、
地域交流施設に活用

空き家の除却



Before



After

居住環境の整備改善のため空き家
を除却し、防災空地として整備

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

③ 平時からの空家除却・活用の支援 (3)

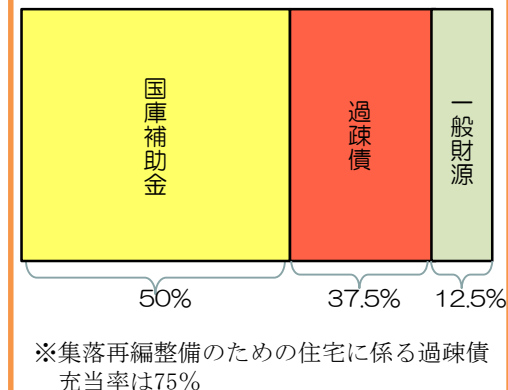
- 過疎地域における定住を促進するため、過疎地域集落再編整備事業の一つである「定住促進空き家活用事業」を用いて、基幹的な集落に点在する空き家を改修した住宅整備に対して補助を実施。

【定住促進空き家活用事業の概要】(総務省)

定住促進空き家活用事業概要

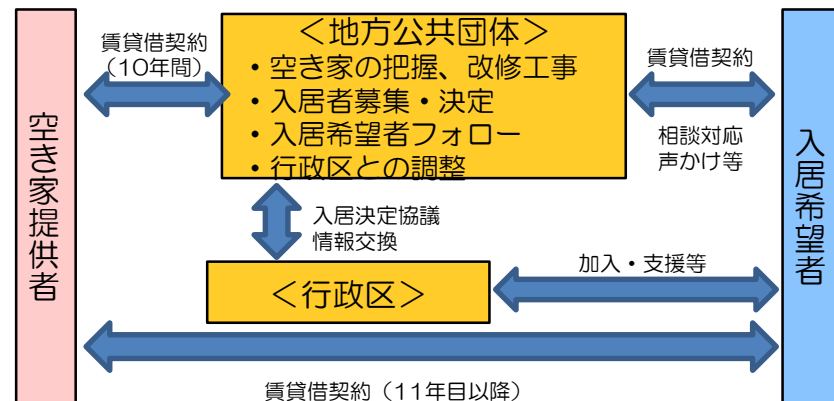
- 事業主体： 過疎地域市町村
- 補助対象限度額： 一戸当たり4,000千円 ○ 補助率： 1/2以内
- 事業実施期間： 原則として1箇年度以内
- 補助対象経費： 空き家改修費（新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。）
- 要件
 - ・ 基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。
 - ・ 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。
 - ・ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。

財源スキーム例



活用例

空き家所有者から借り受けた空き家などの内装・外装等を町で改修し、町への移住希望者に貸し付ける。

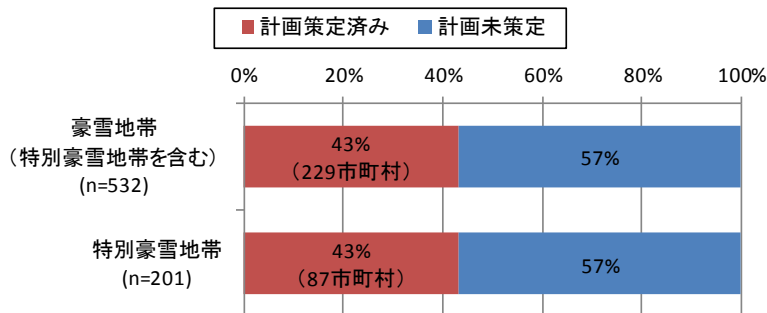


3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

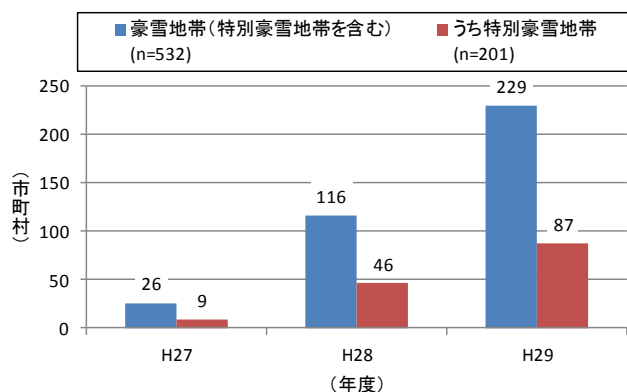
④空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

- 空家等対策計画は豪雪地帯で229市町村(43%)、特別豪雪地帯で87市町村(43%)が策定。
- 横手市では、特定空家等対策の項目に「雪害対応」を規定している。
- 豪雪地帯における法第14条に基づく措置件数は、命令21件、代執行11件、略式代執行19件。

【豪雪地帯における空家等対策計画の策定状況】
(平成30年3月31日現在)



(策定済み市町村数の推移)



(備考) 国土交通省住宅局HP「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」(平成30年3月31日時点)より作成

【空家特措法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績(件数)】

	命令	代執行	略式代執行
豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)	21	11	19
特別豪雪地帯	15	9	9

(備考) 措置実績は平成27～30年年度の合計値であり、市町村単位で集計している。

○一部豪雪指定市町村:非豪雪地帯の措置実績を含む

○一部特別豪雪地帯指定市町村:特別豪雪地帯未指定地域の措置実績を含む。

【空家等対策計画の事例】(秋田県横手市)

H28年度

- 秋田県横手市の空家等対策計画(H28年6月策定)では、特定空家等対策の項目のひとつに「緊急措置・**雪害対応**」を規定している。

<雪害対応の内容>

項目	認定の視点
①実施基準	・道路等を通行する不特定多数の方に被害が及ぶ可能性がある、巨大な雪庇が発生した場合。
②根拠	(略)
③措置の内容	i) 通行規制、または雪庇の除去 ii) 人命に関わるような重大な事故に繋がると判断した場合は、より積極的な防止策を講じる iii) 空家等の状況は、生活環境課、消防署、地域局と関係各課が確認する
④事後の処置	・所有者等に措置内容を通知し、以後の適切な管理について指導するほか、市が一時負担した費用は、原則、所有者等に請求する。

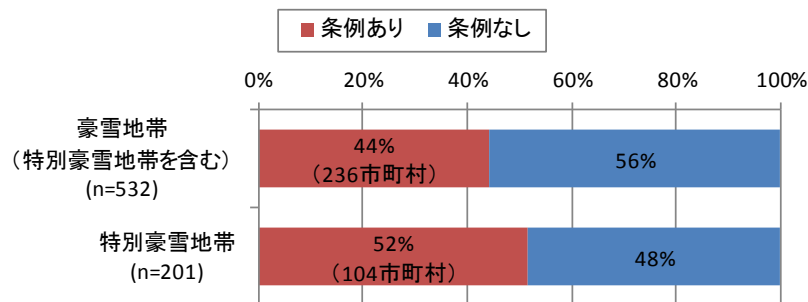
(備考) 秋田県横手市「横手市空家等対策計画」

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

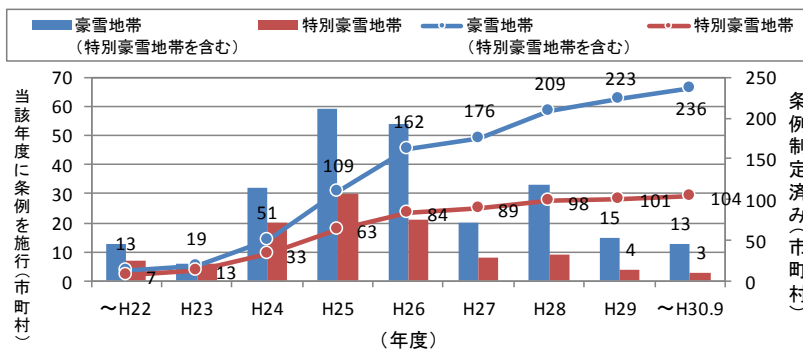
⑤空家等適正管理条例の制定状況

- 空家等の適正管理に関する条例(空家等適正管理条例)を制定している市町村は、平成30年9月現在、**豪雪地帯の44%(H29年度比+2%)(236市町村)**、**特別豪雪地帯の52%(H29年度比+2%)(104市町村)**。
- 平成29年度には、**豪雪地帯の15市町村**、**特別豪雪地帯の4市町村**が新たに制定・施行しており、平成30年度に入り、**豪雪地帯の13市町村**、**特別豪雪地帯の3市町村**が新たに制定・施行している。
- 制定している市町村のうち、倒壊や落雪の恐れがある場合等の緊急的な対応を想定した「**緊急安全措置**」を規定している市町村は、**豪雪地帯で73%**、**特別豪雪地帯で67%**。

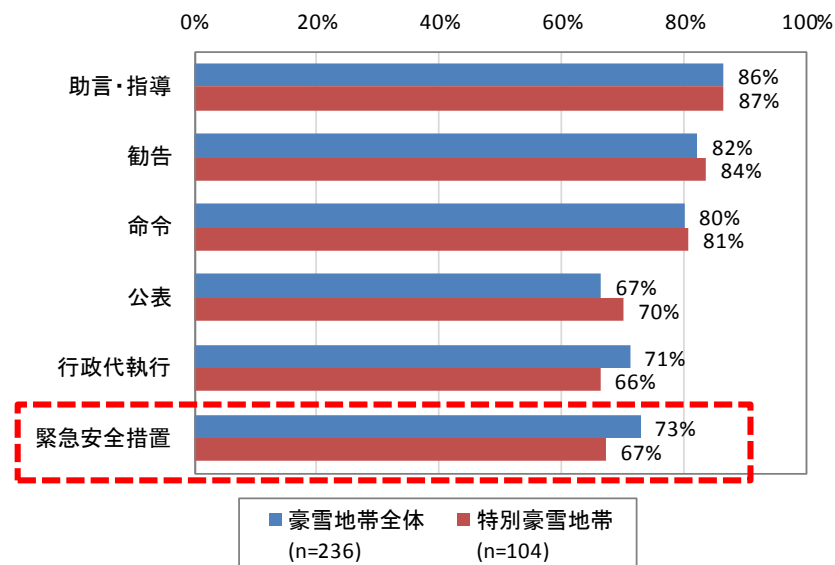
【空家等適正管理条例の制定状況】



【空家等適正管理条例を制定状況の推移】



【空家等適正管理条例で規定している事項】



(備考)

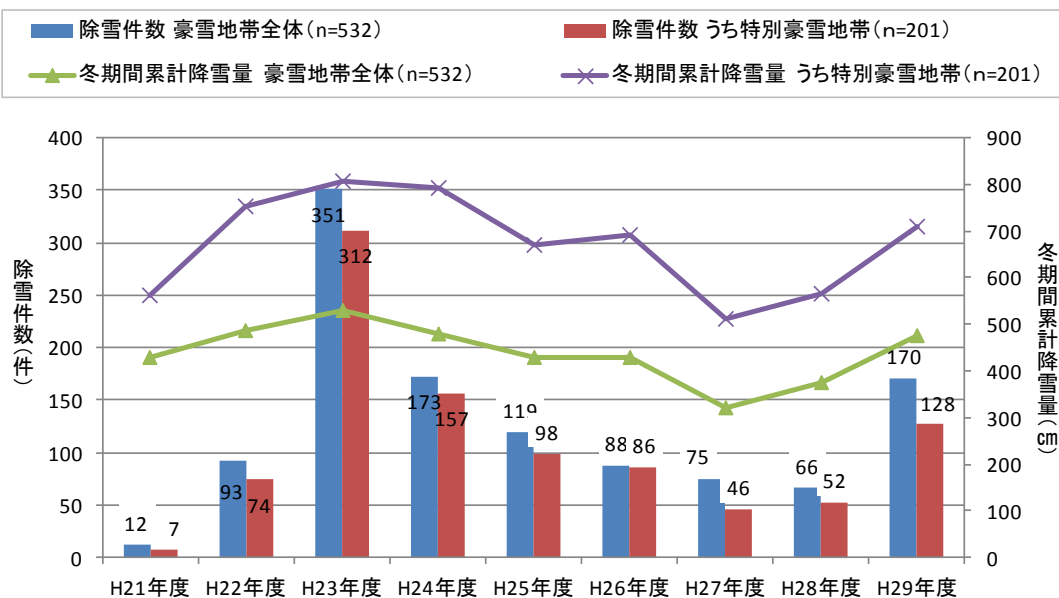
- 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(H30年9月時点・速報値)
- 空家等適正管理条例の全面改定や廃止を行った市町村があるため、各年度の施行市町村数の合計は、条例制定済みの累計市町村数とは一致しない

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

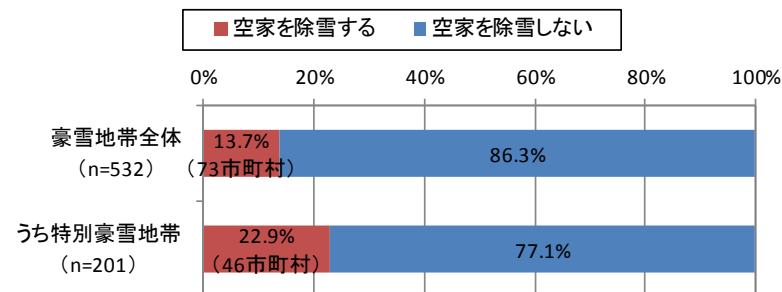
⑥ 条例等に基づく空き家の除却・除雪の実施

- 平成29年度は、市町村等において空家等の除雪170件、除却15件を実施。除雪の75%は特別豪雪地帯で実施。
- 市町村等による空家除雪 170件のうち88件が空き家管理条例に基づいて実施。
- 「被害の恐れがある場合」に空き家を除雪する市町村は、豪雪地帯の14%、特別豪雪地帯の23%。

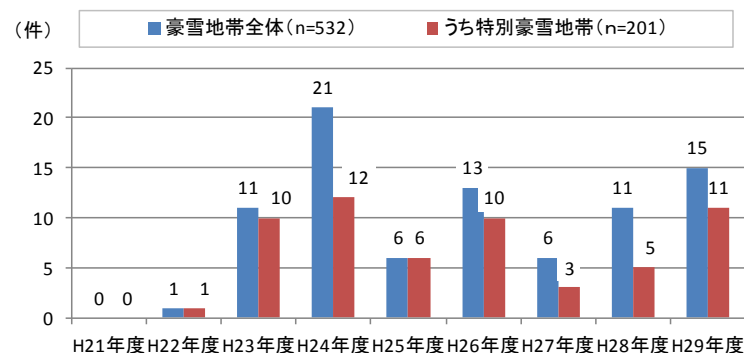
【市町村等による空家除雪件数の推移】



【被害の恐れがある場合に空き家を除雪する市町村】



【市町村等による空家除却件数の推移】



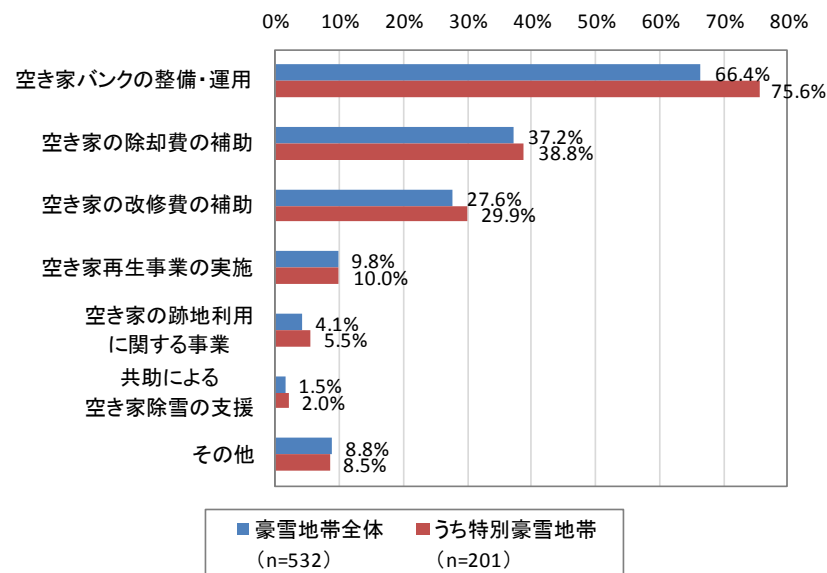
(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(平成29年度は速報値)

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

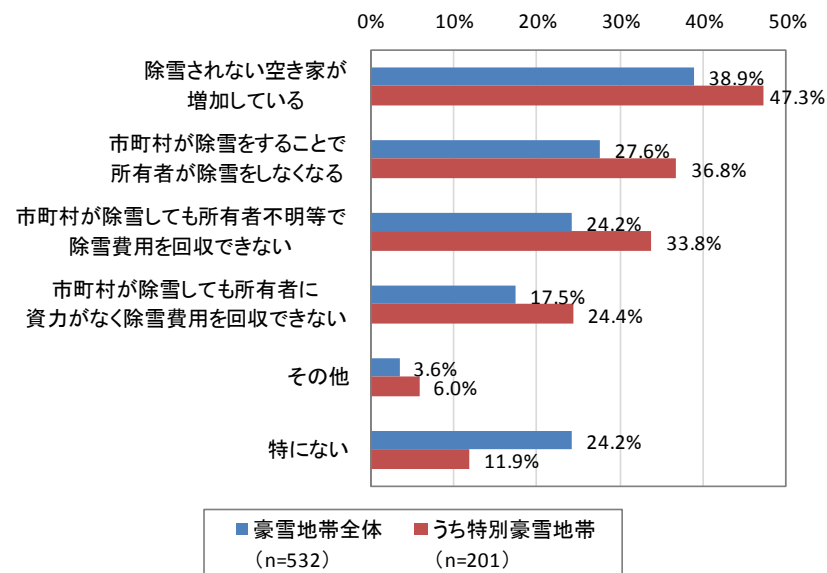
⑦自治体による空き家対策の取組状況・空き家除雪の課題

- 市町村による空き家対策は、「空き家バンクの整備・運用」が最も多く、豪雪地帯の66%・特別豪雪地帯の76%の市町村で実施。その他、空き家の「除却費の補助」が37%、「改修費の補助」が28%と比較的多い。
- 一方で、「空き家再生事業」「空き家の跡地利用」「共助による空き家除雪の支援」を実施している市町村は少数。
- 空き家除雪の問題点・課題は、「除雪されない空き家の増加」「市町村が除雪することで所有者が除雪をしなくなる」「除雪をしても費用が回収できない」等が多い。

【市町村による空き家対策の取組状況】



【市町村による空き家除雪の問題点・課題】



3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

⑧市町村・道府県における取組事例 <1> 除雪・除却

【空き家管理条例に基づく空家除雪】（新潟県魚沼市）

- ・新潟県魚沼市では、[空き家管理条例の緊急安全措置の規定に基づき](#)、積雪による落雪や倒壊により生命や財産に危険が切迫する場合に、[市が空家除雪を実施](#)している。

【実施基準】

- ・隣家等に被害が及ぶ可能性がある場合（屋根雪が2m程度以上）。

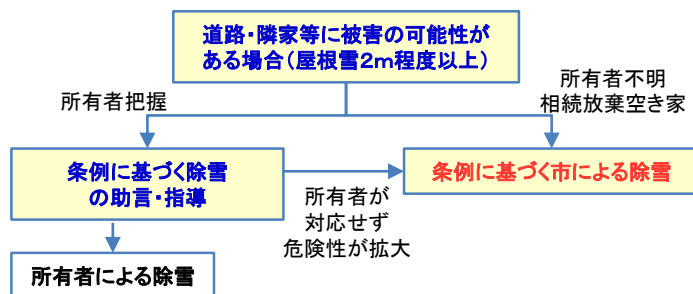
【実施根拠】

- ・魚沼市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（第8条緊急安全措置）

【除雪内容】

- ・市職員による雪庇除去や除雪業者による屋根雪下ろし等。

<市による空家除雪の流れ>



<除雪対象となる空家>



【空家特措法に基づく除却】（北海道旭川市）

H29年度

- ・平成29年12月、旭川市は[空家特措法に基づき](#)、倒壊の恐れがある市内中心部の空き家の[行政代執行による解体作業](#)を開始した。

【経緯】

- ・平成20年：外壁が剥がれ落ち、隣家設備が破損する被害が発生
- ・平成29年3月：雪の重みで屋根の一部が崩れる被害が発生
- ・～同年8月：空家特措法に基づく指導・勧告を実施
（理由：地震・積雪による倒壊の危険性が高く、隣家への影響も大きい）
- ・同年8月25日：空家特措法に基づく命令を実施（期限は9月27日）
- ・同年10月：行政代執行法に基づく戒告を実施（期限は11月9日）
- ・同年10月10日：議会で解体費480万円を盛り込んだ補正予算を可決
- ・同年12月4日：行政代執行による空き家の解体作業を開始

【建物概要】

- ・アパート（木造2階建て、延べ床面積約226㎡、昭和54年建築）

【費用】

- ・約480万円（解体終了後所有者に請求予定も回収の目処は立たず）

著作権の都合により公開できません。

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

⑧市町村・道府県における取組事例 <2> 有効活用等

【中心市街地居住促進事業】（山形県鶴岡市）

・山形県鶴岡市では、**市が不良住宅(空き家)の寄付を受けて解体・整地**。その土地を、**若者世帯や移住希望者に対して住宅用地として供給し、中心市街地への居住促進を図る**「中心市街地居住促進事業」を平成26年度から実施している。

・平成29年9月に初の宅地購入者が決定した。

【寄付の対象となる不良住宅】

- ①木造建築物又は軽量鉄骨造
- ②鶴岡市に建物及び土地を寄付できる
- ③建物及び土地に賃借権が設定されていない
- ④寄付後に維持管理に支障を来すおそれがない
- ⑤寄付後に災害防止等の措置が不要
- ⑥建物及び土地の所有者が市税を完納
- ⑦指定区域内に存する

<事業パンフレット>

<実際に宅地購入が決まった物件>

◆鶴岡市中心市街地居住促進事業とは
鶴岡市中心市街地の指定区域内にある長年わたって使用されず、適正に管理されていない不良住宅（空き家）について、市が寄附を受けて解体・整地をします。その土地を若者世帯や移住希望者に対し住宅用地として供給し、中心市街地への居住促進を図る事業です。
ただし、連続して、再建築可能な土地が対象です。

【不良住宅】居住用の建築物で、その構造または設備が著しく不良であるため居住することが著しく不適当なものであって、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があると判定したものを指します。

◆寄附の対象となる不良住宅の条件

1. 木造建築物又は軽量鉄骨造である
2. 鶴岡市に建物及び土地を寄附できる
3. 建物及び土地に賃借権が設定されていない
4. 寄附後に維持管理に支障を来すおそれがない
5. 寄附後に災害防止等の措置が不要である
6. 建物及び土地の所有者が市税を完納している
7. 指定区域内に存する

※申込み後に、不良住宅に該当するか否かの現地調査・審査を行います。

◆指定区域
鶴岡市中心市街地活性化基本計画対象区域及びその近接区域、並びに平成27年度実施空き家調査結果において空き家率が上昇した中心市街地地域
本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、三軒町、鶴町、三光町、双葉町、千石町、昭和町、大東町、神明町、藤津町、日出一丁目、日出二丁目、鶴町、新形町、土曜町、山王町、奥町、栗葉町、栗中町、栗橋町、栗新町、城北町、湯沢町、青柳町、東園町、大空町、赤松町、日吉町、沼沢町、鳥居町、新渡町、大西町、みどり町、西新町

◆申込みから寄附までの流れ

```

    graph LR
      A[空き家調査申込書の提出] --> B[現地調査(市)]
      B --> C{不良住宅かどうかの判定}
      C --> D[判定通知または判定外通知(市)]
      D --> E[寄付申込み]
      E --> F[建物・土地等所有権移転の提出]
  
```

◆申込み期間
平成29年5月1日から平成29年8月31日まで（印刷をご持参ください）
鶴岡市都市計画課都市計画係 TEL.0239220211 内線 483・484 FAX.0239220509

著作権の都合により公開
できません。

【『空き家大辞典』の作成】（山形県）

H29年度

・山形県では空き家所有者や一般県民向けに、空き家が抱える課題や適正な管理・利活用の必要性を理解してもらうため『**空き家大辞典**』を**作成**。
・平成29年4月から電子書籍として公表している。

<掲載内容>

項目	内容
空き家の放置リスク	・空き家の増加傾向、発生要因、適正な相続方法、放置によるリスク(建物の劣化、周辺への悪影響、費用増大の可能性)、空家特措法や空き家管理条例、住宅用地特例の除外
空き家の管理	・空家の管理方法(最低限必要な管理、定期的な手入れ、管理代行サービス)
空き家の活用	・空き家の活用方法(所有者が使う、賃貸する、売却する)、活用事例
支援制度・問い合わせ先	・やまがた空き家利活用相談窓口(関係団体による相談窓口) ・県による支援(中古住宅診断補助、リフォーム補助、中古住宅利子補給制度)、市町村による支援 ・支援制度の概要と問い合わせ窓口

<空き家大辞典>

表紙には「空き家大辞典」という大きな文字があり、キャラクターが描かれています。目次には「3. 空き家の活用」の項目があり、その下に「リフォームして再び居住」、「ガスハブとして活用」、「子育て世帯向けの賃貸住宅として活用」、「観光拠点として活用」、「所有者が使う」などの活用方法が紹介されています。

(備考)山形県HP

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

平成28年3月の国会への報告書において整理された「今後の方向性」

- 豪雪地帯においても、空家等対策特別措置法に基づく市町村による空家等の所在・所有者を把握するための調査や空家等対策計画の策定を促進し、特定空家等に対する措置の実施を支援する。
- 空家に係る地方公共団体の先導的な除排雪や地域活性化に資する取組等を普及させることにより、雪害に伴う被害を防止し、地域防災力の向上を図る。

(平成29年度冬期を踏まえた今後の対応)

- 空家管理条例に基づく空家除雪、市職員と地域住民の協働による空家除雪、集落活動としての空家除雪等の取組に加え、空家対策特措法に基づく除却や所有者による空家解体の支援等の先導的な取組が行われていることから、今後も、空家対策特措法に基づく措置の実施を支援するとともに、先導的な取組の普及を続けていく。